

の是非について意見を述べることができるようになります。ただきたいと考えております。ここで社外監査役としましては、少なくとも第三者的な立場から業務執行をチェックできる、そういう者であるということが必要であるというふうに考えております。

なお、改正法案は、社外監査役の資格としまして、完全な社外者であることは要求しております。社外監査役制度導入の先ほど申し上げましたような趣旨からいいますと、完全な社外者であることを要求するのが望ましいことは否定できません。また、親会社の取締役または使用人等も除外するということが望ましいというふうに考えます。

しかし、かつて経済界から、社外監査役制度導入に対する反対理由として、適任者が得られない

ということが挙げられております。あるいは適用会社も商法特例法上の大会社八千社前後に及ぶということにかんがみますと、この程度に実務に対

して配慮をするということはやむを得ないのであります。五年前に会社、子会社の取締役または使用人たる地位を引いた者が監査役に就任する場合には、その者はその就任の時点では、その時点における業務執行の体制に組み込まれているとは言わなくてもよいという説明も可能であるというふうに考えられます。

次に、監査役の員数の増加について述べさせていただきます。

改正法案は、監査役の員数を商法特例法上の大

会社につきまして二名から三名に増員することを要求しておりますが、これもぜひ必要な改正であると考えます。企業の内容が複雑になってきたと

いう一般的な理由からだけではなく、社外監査役制度の導入との関連でもそれが必要だと考えます。かつての経済界からの社外監査役制度導入に対する反対理由としまして、限られた員数の枠内で社外監査役を強制すれば、常勤の監査役の員数が減つて情報収集能力を低下させるということが

挙げられておりました。確かにそういう面もあると考えられますので、この際、監査役の員数を二名以上とする必要があると考えております。

次に、監査役会について述べさせていただきます。

商法特例法上の会社につきまして社外監査役制度を導入し、かつ監査役を三人以上とするとい

う以上は、あわせて監査役会を法定するということがぜひ必要であると考えます。監査役が三人以上とされる場合には、各人が企業の全体についてばらばらに調査するよりは監査役会において適切な職務分担の定めをし、それぞれがその分担した調査の結果を監査役会の場で報告をし、調査の結果を全員の共通の情報とするということによって組織的、効率的な監査が可能になると考えます。殊に社外者が監査役になった場合には、みずからが企業の全体について調査をするということは不可能でありますので、ぜひ右のような監査役会の法定が必要と考えております。

また、監査役会として意見を述べることによつて、個々的に意見を述べるよりは経営陣に対する影響力も大きくなるということが期待されます。

もつとも、このように監査役会が法定されることによって個々の監査役の権限が制約されることが、例えばみずからが調査したいといつ監査役がいる場合にも、それを監査役会における多数決で制約するということになつては、これは適当ではないと考えます。改正法案は、監査役のいわゆる独任制の長所を損なわないようになります。

改正法案は、任期について十分な配慮をしていると言つておきましても、妥当なものと

思ひます。

以上で会社法関係について終わらせていただきま

して、次に社債法関係の改正について述べさせ

ていただきます。

社債法関係の改正の柱としましては、次の三つ

を挙げることができます。第一は社債発行限度の

撤廃、第二は社債管理制度を原則として設置強制

とする等の改正、第三に商法の社債に関する規定

と担保附社債信託法の規定との調整ということです。

まず、社債の発行限度の撤廃についてござい

ます。この最後の点は主として技術的なもの

撤廃、第二は社債管理制度を原則として設置強制

とする等の改正、第三に商法の社債に関する規定

<p

によつても社債發行会社が倒産をするといふこと

を防止するといふ機能は全く有しないといふことが言えるわけでござります。

私としましては、証券取引法上のディスクロー
ジャー制度の充実及び社債格付制度の定着等の四

團の状況が整備された現在、これから取り上げま
す社債管理会社の設置強制を前提として限度規制
は撤廃してもよろしい、また資金調達の選択の可
能性を大きくするといふ立場から撤廃すべきであ
るというふうに考えております。

次に、社債管理会社の設置強制、その他の社債
管理会社に関する改正について取り上げさせてい
ただきます。

現行法のもとでは、担保付社債については担保
の受託会社の存在が当然の前提となつております。
しかし、無担保社債については少なくとも法
律的には社債募集の受託会社の設置は任意とされ
ております。しかし、少なくとも一般公衆に発行
する社債につきましては、社債發行会社が例えば
社債元利金の支払いを怠つたという場合に、個々
の社債権者が社債元利金の支払い手続をとると
か、あるいは期限の利益喪失約款に基づく権利あ
るいは会社の財務状態の調査等の権限を個々の社
債権者が行うということは、これは事実上極めて
困難であります。このような関係から、また先ほ
ど申し上げました社債發行限度の撤廃とも関連し
まして社債管理会社の設置強制が必要条件といふ
ふうに考へられます。

改正法案は、このようないくつかの理由でござ
ります。
原則として強制するとともに、その権限の範囲を
合理化した、またその義務及び責任を強化するた
めの規定を設けたものであります。この改正も
ぜひ実現していただきたいというふうに考へてお
ります。

以上でとりあえず私の意見陳述を終わらせてい
ただきます。どうもありがとうございました。
○委員長(片上公人君) どうもありがとうございました。
ました。
次に、佐高参考人にお願いいたします。佐高参

考人。

○参考人(佐高信君) 企業といふものは大変に非
合理的なものであります。とりわけ日本の企業と
いうのはまさに封建時代の藩と同じく非合理的の塊
みたいなものでありますけれども、それにはどう合

理的ないわば網をかけていくか。日々何かジャ
ナリスティックにそれをやろうとしている者に
とっては、今度の改正案を拝見しまして、マイナ
ス八からマイナス六というのを進歩と言うかどう

すけれども、まあやらないよりはましらうとい
う、正直言つてそういう感想です。

昨年の夏に、私は長崎大学というところで一週
間集中講義をしたわけですから、そのとき

に、日本の企業というふうなものに、いわゆるい
い会社、一流企業と言われるところにサービス残
業や過労死というふうなものがあると学生に話を
しましたら、学生は信じないわけですね、いわゆ
るいい会社、というのはそんなものはないところだ
ということのない、一流銀行に月一人大体半時間もの
サービス残業があるというふうなことを言つても
信じない。いろいろ実態をお話しさしますと、次に

彼らが言うのは、労働組合はないんですかとい
ふうに聞くわけです。私はそれに対して、組合は
あるけどないんだといふに答えたんです。

それと同じように、日本の企業に対するチェック
機能、監査役なんかを含めまして、そういうの
はすべてほとんどあるけどないの状態なわけで
す。それをどうあるけどあるというふうなものに

近づけていくかといふためには、日本の企業の現
実というふうなものがどういうものであるかとい
うものを私の立場から見るともう少し深刻に知る
必要があるんじゃないかという感じがするわけで
す。

そこで、総会屋といふものの中は少なくなつてい
ますけれども暗部はなくなつていませんから、あ
の八一年の改正の結果、いわゆる総会屋に金を渡
したとかして企業の総務部長が逮捕されるという
ふうな結果は出てきましたけれども、そんなにそ
の効果といふのは上がっていないんじゃないかな
と、かなり数としてはなくなっていますからその
怖さといふのは少なくなつていてると思うんですけど
れども、企業といふのは非常に変なことを今現在
やっている。いわゆる一部株式上場企業の、
ちょっと数はあれですけれども、三ヶ月期決算の九
割近く企業が六月末の同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする、こういう本当に異常な事態です
ね。それは全く株主総会を開いていないのと同じ
ことであるわけですから、総会屋のはしごを恐れる
というふうな形のことと同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする。あれをやめない限り、

私はチェックといふうなものはほとんど何にも
あります。

以上でとりあえず私の意見陳述を終わらせてい
ただきました。

○委員長(片上公人君) どうもありがとうございました。
ました。

次に、佐高参考人にお願いいたします。佐高参

がありまして、総会屋の追放を主眼としたもの
だつたよう言われているわけですから、そのとき
に私は、その商法改正といふのはハエの発

生源をきれいにしないでハエを追うようなもので
あるというふうに批判した覚えがあります。

どういうことかというと、総会屋といふのは悪
いやつだということでそれを取り締まろうとする
わけですから、総会屋といふうなものは企業の暗部
ですね、内紛とか汚職とか粉飾決算とか、そ
ういうふうに思つて出てくるものであつて、決して逆ではないわけですね。もちろん、総会屋とい
う存在は非難さるべき、あるいは排除されるべき
存在ですけれども、その企業の暗部の方が前提としてあつて、それをどうなくするか
ということが先決、そうしないで総会屋を退治し
ようとしても私は無効であるというふうに言つた
わけです。

総会屋といふものの存在の数は少なくなつてい
ますけれども暗部はなくなつていませんから、あ
の八一年の改正の結果、いわゆる総会屋に金を渡
したとかして企業の総務部長が逮捕されるという
ふうな結果は出てきましたけれども、そんなにそ
の効果といふのは上がっていないんじゃないかな
と、かなり数としてはなくなっていますからその
怖さといふのは少なくなつていてると思うんですけど
れども、企業といふのは非常に変なことを今現在
やっている。いわゆる一部株式上場企業の、
ちょっと数はあれですけれども、三ヶ月期決算の九
割近く企業が六月末の同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする、こういう本当に異常な事態です
ね。それは全く株主総会を開いていないのと同じ
ことであるわけですから、総会屋のはしごを恐れる
というふうな形のことと同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする。あれをやめない限り、

ならないのではないかと。

あの異常事態を企業といふうなのがどう考
えているのか。経団連の行動基準の中に、例え
ばいうのはまさに封建時代の藩と同じく非合理的の塊
みたいなものでありますけれども、それにはどう合
理的ないわば網をかけていくか。日々何かジャ
ナリスティックにそれをやろうとしている者に
とっては、今度の改正案を拝見しまして、マイナ
ス八からマイナス六からマイナス六も進
歩と言うのかどうかというかなりの疑惑がありま
すけれども、まあやらないよりはましらうとい
う、正直言つてそういう感想です。

昨年の夏に、私は長崎大学というところで一週
間集中講義をしたわけですから、そのとき
に、日本の企業といふうなものに、いわゆるい
い会社、一流企業と言われるところにサービス残
業や過労死というふうなものがあると学生に話を
しましたら、学生は信じないわけですね、いわゆ
るいい会社、というのはそんなものはないところだ
ということのない、一流銀行に月一人大体半時間もの
サービス残業があるというふうなことを言つても
信じない。いろいろ実態をお話しさしますと、次に

彼らが言うのは、労働組合はないんですかとい
ふうに聞くわけです。私はそれに対して、組合は
あるけどないんだといふに答えたんです。

それと同じように、日本の企業に対するチェック
機能、監査役なんかを含めまして、そういうの
はすべてほとんどあるけどないの状態なわけで
す。それをどうあるけどあるというふうなものに

近づけていくかといふためには、日本の企業の現
実といふうなものがどういうものであるかとい
うものを私の立場から見るともう少し深刻に知る
必要があるんじゃないかという感じがするわけで
す。

そこで、総会屋といふものの中は少なくなつてい
ますけれども暗部はなくなつていませんからその
結果、いわゆる総会屋に金を渡したとかして企
業の暗部をなくするという意味では効果は余りなかつたのではないかという感じがする
わけです。

それで、総会屋といふうなものが怖いものだ
と、かなり数としてはなくなつていますからその
怖さといふのは少なくなつていてると思うんですけど
れども、企業といふのは非常に変なことを今現在
やっている。いわゆる一部株式上場企業の、
ちょっと数はあれですけれども、三ヶ月期決算の九
割近く企業が六月末の同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする、こういう本当に異常な事態です
ね。それは全く株主総会を開いていないのと同じ
ことであるわけですから、総会屋のはしごを恐れる
というふうな形のことと同じ日の同じ時刻に一齊に
株主総会をする。あれをやめない限り、

私はチェックといふうなものはほとんど何にも
あります。

以上でとりあえず私の意見陳述を終わらせてい
ただきました。

○委員長(片上公人君) どうもありがとうございました。
ました。

次に、佐高参考人にお願いいたします。佐高参

名を挙げて話したわけですねけれども、そこに企業名を挙げられた会社がたくさんいたわけですね。

その監査役協会の総会での講演というのは「月刊監査役」という雑誌に載せるというふうなことがありますして、事前に私は了解を求めてられて、ああいですよというふうにしていたわけですねけれども、講演が終わつた後に係の人がかなり青い顔をして来まして、申しわけないけれども掲載を遠慮させてほしいということだったわけですね。私は、別にいいですよといふうなことで済んだ。それが四、五年前の話で、昨年また何を聞違つたか呼きましたので、最初にその話をしきょうはどうなりますか注目しておりますと言つたけれども、やっぱり載らなかつたんです。そのぐらいやつぱり企業監査役というふうなもののが全く社内監査役となつていているということですね。

それを社外監査役にするということはまさに必要なことありますけれども、私なんかから言わせれば何で一人だけ、三人全部が社外監査役でいいんじゃないかな、何で一人だけが社内監査役のかと。ほかの二人といふのはいわば社内監査役で、ほとんど役に立たないといふ言い方があれども、ほとんど社長とかに厳しいことを言えるはずがない、今の状況の中で。そうすると、三人の中でたとえ一人を社外といふうことにしてしまつても、すぐにそれは社外は社内に変わつていくんですね。社長なんかに物を言えない。株主総会といふうなものが全く機能していない状況では、外の世界の後押しもないわけですからすぐには社内監査役になつてしまつて、いろんな使途不明金の問題を含めて、粉飾決算といふうなものをどこまでチェックできるか非常に疑問である。経済界の方では人材がいないとかいうふうなことを言いますけれども、私なんかから言わせますと、人材がいないというのは、自分たちにとって非常に安心のできる人材がないというだけの話だらうと。人材というのは育つものであつて、育

てるものもあるわけで、私は、一人だけ社外とするのでもあるわけですね。私は、一人だけ社外といふうなことをやるよりも、この際三人全部社外といふうなことでいいんじやないかという感

じがします。株主総会、労働組合、監査役あるいは消費者運動とか、そういうふうなものがほとんどの機能していない日本の企業、社会の実態では、経営者は完全なる裸の王様であつて、もうやりた

いほうだいということなんですね。そういう中で、代表訴訟とかそういうことはある程度の進歩だといふうに思いますけれども、法律で取り締まるというのも自由經濟とかなんとかいうことで非常にまずい話だと思いますけれども、私はそういうことについてだけは行政指導

というものを認めていいのがなと、皮肉な意味でそんな感じもします。

社債の発行限度額の問題につきましては、限度を設けるのは合理的でないといふうこと、合理的でない企業について彼らが合理的でないとかということを認めていかどうかという問題もあると思いますけれども、投資家保護といふうことときちんとやればしようがないかなという感じです。

全体として、株主総会のあの実態、同じ日の同じ時刻に一齊に株主総会を開くといふ異常な状態を一方に置いておいてディスクロージャーといふうなことを言うのは全く説得力を持たないといふことです。真島一男君(片上公人署)どうもありがとうございました。

以上で両参考人の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○真島一男君(片上公人署) 前田参考人、佐高参考人、大変御多忙な中をきょうは当法務委員会に御出席を賜り、大変有意義な御意見をちょうだいし、ありがとうございました。

最初に前田参考人にお伺いをさせていただきま

す。反するというだけでなく、甚だしく不当なものも入るのではないかということが通説だと承知をいたしておりますけれども、しかし妥当性という問題までは監査役は入れないのではないかというよう

なことが一般的な解釈であろうかと思つております。そこで、そういうことを頭に置いた上で、前回の証券、土地とかそういうパブルの中での監査役というものはどういう役割を果たしてきたのか。例えば私自身の体験でこういうことがございました。前回のバブルの中で土地といふものが異常に高くなつた。そしてその土地対策として、ひとつこれがやはり非常に頭に残るのでございますが、これまでにない土地の保有に対する課税の強化を答えてからいえば、なぜ果たせなかつたのかという

実態といふものを持つて、その上で有効なメスを入れていくことが必要なんじやないか。この法案といふのはまだ、長崎大学の学生程度とは言いませんけれども、企業の実態といふのはそうひどいものとは思つていい形で出されているんじゃないかなといふうな感じがいたしました。

何か余りに言葉がストレートというか、汚い感じのあれで、これが記録されると問題になるかもしませんけれども、そういうことで一応私の感想を述べさせてもらいました。

○委員長(片上公人署) どうもありがとうございました。

以上で両参考人の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○真島一男君(片上公人署) 前田参考人、佐高参考人、大変御多忙な中をきょうは当法務委員会に御出席を賜り、大変有意義な御意見をちょうだいし、ありがとうございました。

最初に前田参考人にお伺いをさせていただきま

でこれからずつと成り立つのだろうか。これだけは企業の社会的な存在価値というものはどうなっていくのだろうかというようなことについて議論がされたということは、残念ながら耳に入ったことはございません。こういうときに監査役といふものの業務監査というものが働くべきであろうと私は思わないでもなかつたんですけれども、そういう例もなかつた。

○参考人(前田庸君) 御趣旨は十分に理解できます。今おっしゃったような問題は、恐らくそのとおりで、証券業務執行が著しく不当である、土地転がしと申しますが、これは監査権限の範囲内に入るということです。

今回の証券・金融不祥事に関連して、社外監査役制度との関係で特に私が考えましたのは、具体的な例としては、例えばあの証券会社の損失補てんという問題もござります。あの問題は、平成三年に証取法が改正され明文で禁止されましたけれども、それまでは損失保証は禁止されておりましたけれども損失補てんは禁止されていなかつたという状態でございまして、そういうことから損失補てんという形で大口投資家に対する取引が行なわれていた。しかし、一般的にはああいう取引は、損失補てんということとは証券取引の基本的なルールに反するのではないか、あるいは特に大口投資家に対する損失補てんというようなことになりますと極めて不公平であるということで、第三者的な立場で判断するとあいうやり方は著しく不当だと。特に明文で規定されていなくて、著しく不当だということは考えられるのではないか。

ところが、その証券取引の業務執行の体制に完全に組み込まれていた人は、長年そういうやり方で証券業務をしているわけでござりますから、そういうものについて著しく不当だという意識もなくなってしまうのではあるまいかといふ感じがしたわけでございます。ですから、そういう業務執行の体制に組み込まれていた人が仮に監査役になつたとしても、それに対して違法である、あるいは著しく不当である、そういう意見は言えないのであるまいか。それは第三者的な立場で見ると、これはあれだけ社会的批判があつたわけですから、普通の人だったらこれはおかしい、著しく不当だということを意識するのであるまい

ですから、そういう人がこのたびの改正で一人は監査役に入るということによってああいう問題をチェックするということが可能になるのではないか。社外監査役制度というのはそういうふうに私としては理解いたしております。

○真島一男君 ありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、今回の改正は改正として、前田先生がこれから先の商法の改正すべき点としてはこういうものが大きなテーマであろうというものの中に、従業員の持ち株制度に対する評価というようなものが私はあるのではないか、あるいは株式の持ち合い制度という慣習などに対するもの、そこは当然自社株の保有といふようないい問題にも関連してくるのだと思いますけれども、そういうことについてのお考えを承ねればありがたいと思っております。

○参考人(前田庸君) 今御指摘の点は、自社株取扱に直接関係する問題だと思いまして、これは私も属しています法制審議会商法部会で今までも取り上げてまいりましたし、これからも取り上げることになるわけでございますが、確かに我が国における現行の自社株取得規制というのは、比較的的に見て非常に厳しいものであるということは十分に理解しておりますので、私としてはこれについては当然検討する必要があるというふうに考えております。ただ、外国のような立法をそのまま日本に持ってきていいのかどうかという点は、例えば外国では発行済み株式総数の一〇%は自社株取得を認めるということなんですが、日本で現在まで法律で認めるということ、その限界を考えますととてもそれは恐ろしい問題になってくると思うようなこともあります。

それから、自社株取得ということは、配当可能

利益を減少させるという効果が伴いまして、株主にとって大きな問題になつてくるわけでござります。例えば配当に関する権限は、例えばアメリカの場合だと取締役会で決定する、株主総会ではなくて取締役会で決められるということになるわけですが、我が国では利益処分は株主総会の権限だということになるわけでござります。このような利益処分を伴うような自社株取得というものを株主総会と離れて取締役会だけで認めていいものなのかどうか、こういう配当処分に関する比較法的な違いから見ますと、そのままでいいのかどうかという問題もございます。

さらに自社株を放出するという場合には、結果的には新株発行と同じような効果を伴いますので、新株発行と同じような規制をかけないでそのまま放出を自由にするということだけは十分に意識しているということでございます。

○真島一男君 ありがとうございます。

佐高参考人にお伺いをさせていただきました。

先生は「会社は誰のものか」という御著書がありで、私も大変興味深く読ませていただいたのですがござりますけれども、一般論として、大企業について見た場合に、会社はだれのものかというとぎに、佐高先生は、今自分の中ではどういう整理をされているかということをちょっと教えていただければありがたいと思います。

○参考人(佐高信君) これは、ある種永遠の問題でありまして、すぐに答えが出る話でもないんですけれども、一般的に株主のものがあるのは社員のものとかさまざま言い方があると思いま

す。今、日本の企業、とりわけ大企業と言われるところにおいては社長のものみたいな感じで思われているのが強い。だから、それは違うんじゃないかということいろいろ書いているわけですけれども、みんなのものと言うとだれのものでもないということもまたなつてしまつわけですね。だから、今は社長、トップの私物化の意識が非常に強いから、それをアンチテーゼとしてだれのものか、あなたの方のものではないという言い方をしているわけです。

けれども、ほとんど利用されていない実情にあるのではないかと。期待されたほどの役割は果たしていないと思われるんですけれども、昨年十二月三十一日現在でちょっと調べましたところ、係属している株主代表訴訟は全国で三十一件だというふうに聞いております。

用、調査費用等はせめてん補しよう。そういうことで今までよりはこの訴訟を提起するインセンティブを与えるようということにしておるわけですが、果たしてどの程度効果があるかといふ点につきましては私としては何とも申し上げる自信がございません。ただ、せめてこの程度の改正是必要ではなかろうかというふうに考えております。

うな費用面だけの改正で代表訴訟の活性化は少しは期待できるんでしようか。

○参考人(前田庸君) 実は、この点につきましては経済界、特に經營者の側が非常にこの改正案については強い関心を持つておりますので、あるいは一種の危惧の念も持っているということを、私としては改正要綱が発表されて以来いろんな機会にしては改めて経験しております。そういうことで少なくとも財界に対しても大きな影響力を持つということは事実でありますので、現実に訴訟が今後ますますど

ほとんど起るようになるかどうか、そういう期待があるかどうかは別として、不祥事を起こさない表訴訟でやられるかもしれない、そういう意味での抑止的効果は私としては相当あるのではない

○竹村泰子君 それでは佐高先生の方にお伺いしたいと思います。

先生は多くの御本を出版しておられまして、私も二、三読ませていただきましたのですけれども、企業の体質をペンをもつてずっと追及し続けていくくださるその姿勢に本当に打たれるんですね。

たいような、どうやつたら一体企業の体质改善ができるんだろうかともう暗たんなる気持ちになるんです。先生も先ほど、ハエの発生源をそのままにしてハエを追つ払うようなもの、この程度の改正ではどうしようもないんじゃないのかというふうな御参考意見を伺つたんですけども、やはり国民からのトエックの立場が薄れたり、今女を台

主はその者自身としてはほとんどメリットがない。会社にメリットがあつてその間接的な効果として当人にもメリットが生ずるという程度のメリットしかないという点がござりますので、どうしてもわざわざ訴訟してでも取扱の責任を追究するということについてちゅうちょするということもあります。

そういうことからいいますと、考え方の立法

○参考人(前田庸君) アメリカの具体的な事情についてはよく存じませんけれども、やはりアメリカは訴訟社会と言われまして、積極的に訴訟するという国民性がある。また弁護士もそういったことを利用して自分の業務のプラスにする。そういうことがあるんですね。もしも不思議なところをお尋ねしてよろしくうござりますでしょうか。

ようにも株主からのチェックのない企業は腐敗でいくのかなど、こう思いますが、私どもが例えれば株主だといったしまして、それではどんなふうにチェックをすればいいのだろうかということが問われると思います。

今回の改正では株主の監督機能と監査役の地位の強化が図られているわけですが、これによつて企業経営に対するチェック機能は少しは働く

○竹村義子君 きょうはお一人の先生方 大変御多忙の中を私どもの希望をお入れくださいましておいでいただきまして、本当にありがとうございます。

○初めに前田先生にお伺いをしたいと思います。主に代表訴訟制度のことでお伺いをしたいと思います。

○これは一九五〇年に導入された株主による取締役の責任を追及する制度ということでござります。

くようになるとお考えでございましょうか。

○参考人(佐高信君) 先ほども申し上げましたように、マイナス八からマイナス六を進歩と見ると、いうふうにするならば、一応代表訴訟の問題なんかを含めて進歩であるというふうに思います。

です。

○竹村泰子君 余り希望は持てないということでは、私どももちょっと暗だんだる気持ちになるんだけれども。

です。

今回の改正案では株主の権利の拡充が目的の一つとされているんですけども、本来株式会社の所有者は株主であり、先生は「会社は誰のものか」という問い合わせをしておられますが、企業経営では株主の利益が第一にされなきゃならないはずであると思うんです。ところが、日経新聞が一九九一年五月にまとめました「株主に対する社長の意識」アンケート調査の結果によれば、日本企業のトップで収益を優先的に株主に分配すべきであると考えている人は二割にも満たないという非常に衝撃的な数字が出ております。

また、株主に対する配当は極めて低く、株主総会は短時間のシャンシャン大会、しかも先ほど先生をお触れになりましたように五月、六月など一齊に開かれるというごく通常で、株主は全く無視されていると言つてもいいのかもしれないと思ひます。大きな、大変たくさんの中を持つてゐる人はまた別といたしまして、ちょっと少しばかりの株を持っているような株主は本当に無視されていますね。括弧つきにせよ、今、日本というのは民主社会だと言われているけれども、なぜ企業のトップは選挙では選ばれないのか。そういうことを言いますとおまえは企業の現実を知らないとか何いろいろなことを言つてすけれども、私は選挙制でやつたとしても今より企業がおかしくなることはないと思うんですね、今がもう底みたいなものですから底上がるだけであつて。

あるいは、選挙制というふうなものがどうしても難しいんだというふうにいろいろ言つならば、それで、選挙では選ばれないのか。そういうふうな絶えることのない企業の不祥事、それがまた政治界の汚濁にも結びついていっている。多額の使途不明金や企業の政治献金を生み出している会社本位主義といいますか、法人資本主義と申しますが、そういうものが日本のビジネス社会にはびこつてお伺いするのもちょっと複雑で大きな

守れというふうなことを言つたわけですし、あるいは今経営難謹なんといつものは上杉鷹山を初め、もうほとんど封建社会の武将の話なんです。

ね社員の方も待ということです。

だから、活路はどう見出せるかというの非常に難しい話でありまして、やっぱりその大前提と

して、現在日本は近代資本主義でないという前提を立てるしか、そこから考へるしか道はないんじゃないいかというふうな、私は暗いけれども何かですね。出店から何から全部がんじがらめで何の自由もない、しかしそなわら責任もとらなくともいいということになつてゐるわけですから、それは日本にあるのか。

それを奥村宏さんは法人資本主義という形で、会社は相互にもたれ合つて、株式の相互持ち合いに基づく法人資本主義というふうに表現したわけですが、それでも、その中で決定的に落ちていくのが責任という感覚です。経営者はどんなことをやってもほんと責任をとらなくていい。あれだけ銀行がでたらめなことをやって、責任をとつた人というふうは数少ないわけですね、経営者で。そういう意味では法人資本主義が日本の無責任経営のある種の温床となつてゐるということなんですねけれども、しかし一方、株式を買った人の方も株主という感覚はほんとないわけですね、上がればすぐ売るということで、配当が低いから配当目当てにその株を持ってられないということもありますけれども。

その辺のことにつきまして、商法改正がもつと抜本的なもつと根本的な改正でなければならぬのではないかということを考えてしまつことが多いのですけれども、やつぱり封建的資本主義に当たつては、その辺のことにつきまして、商法改正がもつと関しまして具体的なことで御感想を、もう時間が余りございませんのでお二方から一言ずつ聞かせていただいて終わりにさせたいと願ひます。よろしくお願いいたします。

です。

○参考人(前田鷹君) 商法改正、數次にわたつて行はれておりましたが、それについてその実効性が上がつてないという御趣旨かと思いますけれども、私としましては、例えは総会屋の規制につき

くようになるとお考えでございましょうか。
○参考人(佐高信君) 先ほども申し上げましたように、マイナス八からマイナス六を進歩と見ると、いうふうにするならば、一応代表訴訟の問題なんかを含めて進歩であるというふうに思います。

どういうチェック機能の働かせ方があるかということですけれども、私は株主ということになつたならば一応株主総会への出席通知というのを出してみたらいと思つてます。そうしますと企業の方は大変に慌てまして、どういうことをお聞きになるんですかと総務部長とか給与の人間が飛んでくるはずなんですね。そういうことで何で企業でいうのはこんなに恐れているのかということを一般的の人たちが肌で感ずる。これだけ恐れているからにはやっぱり日々変なことをやつていてるに違いないという現実認識が広まつていくしかないんだろうと思つんですね。

先ほど政界の腐敗というふうなことを言われましたけれども、私は、腐敗があるにせよ一応選挙で議員というのは選ばれているわけですからでも、社長というのはこれは全然選挙じゃないわけでも、社長というのは企業の現実を知らないとか主社会だと言われているけれども、なぜ企業のトップは選挙では選ばれないのか。そういうことを言いますとおまえは企業の現実を知らないとか何いろいろなことを言つてすけれども、私は選挙制でやつたとしても今より企業がおかしくなることはないと思うんですね、今がもう底みたいなものですから底上がるだけであつて。

あるいは、選挙制というふうなものがどうしても難しいんだというふうにいろいろ言つならば、それで、選挙では選ばれないのか。そういうふうな絶えることのない企業の不祥事、それがまた政治界の汚濁にも結びついていっている。多額の使途不明金や企業の政治献金を生み出している会社本位主義といいますか、法人資本主義と申しますが、そういうものが日本のビジネス社会にはびこつてお伺いするのもちょっと複雑で大きなことなんじやないか。会社というのは経営者にとっても社員にとっても城という意識が非常に強いですね。前にある経営者が自分の城は自分で

まし、「田畠五一」が「かのねかわねい」とおっしゃりますが、確かに根絶しているとは言えませんけれども、改正前に比べますとこれはもうさま変わりの様子を呈しているという意味で私としては相当の効果があつたのではないか。今まででは公然と利益供与をしていたのに対して、少なくとも今は仮にしてはいるとしてもこつそり、これもよくなる数ももう激減しているということで、完全ではありませんけれども相当程度の効果は上げているというふうに考えております。

それから、監査役の件につきましても昭和四十九年、五十六年、このたびまた改正しようとしているわけですからども、それによる監査役の意識というのは相当違つてきておりまして、少なくともいろいろな点について責任を感じながら、どうやらやつたら責任を負わされるのか、どういうふうにやつたら責任を負わないでいいのかというようなことについては、例えば日本監査役協会等の団体等で集まりながらいろんな検討を続いている。これも商法改正がもたらしたものではなかろうか。私は、商法改正に関与しておりますのでちょっとと我田引水的な発言になるかもしませんが、そういう意味で若干楽観主義的なことを申し上げますけれども。

ただ、今後ともやはり、余り抜本的な改正をして実務界に大きな混乱をもたらすということも適当ではありませんので、その点では、例えば任期三年ということでもかつてはとても通らなかつた改正が今回通つた、それから社外監査役制度でも先ほど実務界の反対で通らなかつたものが今回通つたということで、今度はもしこれで不十分ならまたさらに次の手を打つということで、少しずつといいますか漸進的に改革をしていく。余り大きな改革をするということは実務界に余りにも大きいな混乱をもたらすという意味で適当でないのではないか、そういう意味で私としては樂観的な気持ちを持っているということを申し上げさせて

いただきます

○参考人(佐高信君) 私、先ほど總会屋の話をしましたけれども、私は一九八一年の商法改正で終了の数は確かにになくなつたと、今、前田先生が埋めているという、政治家の總会屋化といふ現象が新たに発生しているんだろ、うといふように私は思います。

ただ、先ほどもさきさま今の日本の企業の状態を申し上げましたけれども、日本の經營者というのは大変自信のない動物と言つとあれですかねども人たちでありまして、例えば財テクが流行すればすぐみんな財テクになるわけですね。ズメダハイという動物は、一齊にみんなこっちを向いていて、急に何か変わるとばつと逆の方向に動くそですけれども、それと同じように、何かほかの社がどうなるかというのを非常に見ているんですね。よそを見てるわけです。だから、先ほども前田先生言われましたように経済界の嫌がる部分をこの改正案は含んでるわけですから、そうするとちょっと変わっただけで大騒ぎしてみんな動くという傾向もまたあるわけですね。

だから、そこにはかない望みをかけるということしかないだろう。大いなる悲観とともに大いなる樂觀を一方で持たないと生きていけない社会みたいでござりますので、そんなところを考えております。

○竹村泰子君 どうもありがとうございました。

○猪熊重二君 公明黨の猪熊と申します。

本日は、お二人の先生方には大変いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。

最初に前田先生の方にお伺いしたいと思います。

今回の監査役制度の改正で、社外監査役といふ者一名を導入するということになつたわけですが、この社外監査役に関連して、今回の改正法と直接関係ないんですけれども、会計監査人といふ

うのを外部から導入したわけですね。外部から導

入した公認会計士ないし監査法人による会計監査法人制度というものが、果たして導入した後どれだけ機能したんだろうか。結局、社外から導入しな

この会計監査人がほとんど機能していないんじやないか。そうすると、社外監査役もまた外から持ってきたと言つてみたところで同じような結果

になるんじやなからうかと私は思うんですか。ま
ず、会計監査人制度を導入したことによつて少し
は変わつたかどうか。それではまた、これはやつぱ
りまづやつぱり、二、三回の上場を見よ。

◎参考人(前田廣志) とにかく申し上げて恐縮でございますが、会計監査人の監査によって、これは会計監査に限られていいわづけでござりますけれども、やはり監査のや

専門家が監査するのですから、単なる方というのも基本的に変わったというふうに考えてもいいのではなかろうか。会計監査についての

専門家が監査するにあたっては必ずしも専門家でない監査役が、会計について必ずしも専門家でない監査役が監査をするのに比べると格段にレベルが上がったといったことが言えると考へております。

そのことを前提としまして、昭和五十六年の改正においては、会計監査人が導入されている

かけないでよろしい、そういうことについてコンセンサスが得られたということになるわけですが、いまして、そういう社外からの会計監査人の監査

そういうのは実効を上げているというふうに私は考
えております。

が導入されているから社外監査役というのはダブ
るのではないか、必要性がないのではないかとい
う財界からの反対論もあるわけですが、

会計監査人の監査は先ほども申し上げましたように会計監査に限られておりますので、それ以外の業務について違法性がある、あるいは著しく不当性があるというような場合には、会計監査人として

○猪熊重二君 次に、株主の帳簿閲覧請求権に関するお話をうながします。それで、十分の一の要件を百分の三にしたことにによって株主の地位が大分強化されたというふうな趣旨のお話ですが、十分の一の場合であれ百分の三の場合であれ、一人の株主がそれだけの株数を持つ必要がなく、何人かを合わせて改正法によれば百分の三を持てばいい、こういうことになるとの、帳簿閲覧請求権というのは一株の株主も有している固有の株主権の内容というふうに考えないと、足し算して請求権が発生するということにならぬと一つ一つが一つの株についてその権利があるからそれを集合した比率と、こういうふうに考ざるを得ないと思うんですが、その点についてのお考えを一つと、それから百分の三ということの妥当性についてどうお考えなんでしょうか。

○参考人(前田庸君) 初めの御質問の趣旨を私が理解しておるかどうかでござりますが、御趣旨は複数の株主でも百分の三になればよろしいといふことであれば、個々の一株の株主でも全部集まつて百分の三になればその権利を行使できるのであるから個々の株主の権利と考えるべきではないか、そういう御趣旨と理解しましたけれども、そういう御趣旨であれば、そのような理解をするということとも可能だというふうに考えております。

ただ、講学的には株主の権利というのを単独株主権、一人でも行使できる株主権と、少数株主権、一定の要件を満たさなければ行使できない株主権というふうに分けられておりまして、その分類方からいいますと帳簿閲覧権は少数株主権に属するということになるわけでございます。

それから、百分の三ということが適当かといふことでございます。果たして十分の一から百分の三に引き下げたことによってどの程度その権利を行使し得る株主がふえたかということになりますと、確かに、それでも恐らく今まで例え上場場所する

社について数人であったのが万単位ぐらいにふえたということは言えるのではないかと思いますが、しかしそれで改正の意味があるかと言われると確かに問題の点がないわけではありませんけれども、しかし実務界としては百分の三に下げたなどということについては非常に大きな関心を示しておられますので、保有期間にについての要件を追加すべきではないかというような御意見もありましたし、そういう意味では実務界に対しても大きな影響を与えるものである。

それから、一部で言われたことでござりますが、独禁法上、金融機関につきましては他の会社の発行済み株式総数の5%を超えて持てないということになつてゐる独禁法上の制限がありますので、現在の十分の一の規制ですと金融機関が一社ではこの権利は行使することができない。独禁法上そういう制約があるわけござりますが、百分の三になりますと独禁法上の制約のもとでもこういう権利が行使できるようになる、そういうたまりットもあるかと。

それから、中小企業にとりましては、この点は相当大きな影響を受けるという意味で、効果はあるというふうに私としては期待いたしております。

○猪熊重二君 もう一点、簡単にお伺いしたいんですね。確かに、限度枠を設定してあつたとしても社債が実際に償還されるまでの担保的な価値はないということはわかるんですが、しかし発行の時点においてはいずれにせよ純資産額を超えて発行できないという意味での担保はあつたわけです。それに対して今度の社債管理会社の場合には、弁済を受領するとか、弁済受領というのは向こうで行使できるという場合には、十分の一から百分の三に下げることによって行使しやすくなるということも言えるかと思います。

○猪熊重二君 債権の管理をやることだけ、ほとんど社債権者の債権の実質的な担保という観点から見れば何もないのと同じだと思うんです。まあ、そういうかといって先ほど申し上げたように現在の限度枠が償還のときまで担保しているわけじゃないけれども、しかしそして発行のときは担保していたじゃないか、今度の社債管理会社ということになると最初から最後まで全然担保的な問題がないじゃないかと思うんですが、その点を簡単にお答えいただけたらと思います。

○参考人(前田庸君) おっしゃる趣旨は十分理解できますけれども、しかし現在のような規制の仕方ですと、どんなに優良な企業で社債発行を認めても全く問題がないというような企業におきましても発行限度を超えているというだけで発行が認められない、そういう問題点があるわけでございまして、現状を見ますと、ディスクロージャー制度によって社債を発行するときには証取法上有価証券届出書によって企業の内容が開示される。それから格付制度というのが定着しまして、社債発行の際にそれがどの程度の償還可能性のあるものか、社債ごとにAから細かなレーティングをつけましてその償還可能性について公示されるということがありますので、社債を購入する者としてはその社債がどの程度安全なものかということにつきまして判断することができるという体制が整っているといふふうに考えられます。

それから社債管理会社を置いても意味がないではないかという御指摘でございますが、社債発行の時点ではまだ社債償還の可能性の悪い、財務内容の悪い企業の発行する社債につきましては、恐らく社債管理会社を引き受けるということは危険ですのでその可能性は小さいといふうに考えられます。今までのように任意ですとその場合でも発行できますけれども、設置強制をしますとそういった観点からも財務内容の悪い会社の社債発行は防止できるのではないか、そういうふうに考えております。

申しわけないんですが。
監査役制度、それから先ほど申し上げた会計監査人制度、こんなものをつくってはあるんですけどが、これ午後にも聞こうと思うんですねけれども、いわゆる証券不祥事という、損失補てんの問題をしてても四大証券を中心にして二十一社、総額七百億の損失補てんをしている。やつちやいけないと、いう証券局の通達があるにもかかわらず、それを無視してやっている。あるいは使途不明金も、これもまた午後聞こうとは思つてゐるのですが、調査している範囲としての昭和六十年以降も調査法人の一〇%前後の法人において毎年五百億前後が使途不明金だ。そうすると、監査役だとか会計監査人というのを中から持つてきたんじやどうにもしようがない。どうしてもやる必要があるんだつたら全く外部的な監査というふうなことを考へる必要がないかと思うんですが、その点についての御意見いかがでしようか。

○参考人(佐高信君)　おっしゃるとおりだと私は思います。監査人と会計士ですかの問題と監査役のダブりの問題なんかでも、ただ私はさまざまなもの網をかけないと企業というのは暴れ回るものだと思いますが、ダブりを承知でさまざまなもの網をかけることは必要なんだろうというふうに思います。

使途不明金なんかの問題にして、私はディスクロージューというふうなことが本当の意味で行われていないことが一番大きな問題であつて、株主総会さえもさまざまなもの網をつけて非公開ある大手証券会社なんかは、一度はテレビかなんかで外に流していくのを去年やめたとかいうふうなことがあるわけですね。だから、そういう面の公開性というのを非常に強めていて、監査役とかなんとかそういう人たちだけでなく、社会全般の企業についてのチェックというか監査といふか、そういうものを強めていかないと監査役といふのを浮かび上がれないだろうという感じがするわけです。

私は、先ほども申し上げましたように、一人だけ

○猪熊重二君 ありがとうございました。終わります。

○紀平悌子君 私は、時間が大変短うござりますので途中で時間が切れてしまうのではないかと恐れていますけれども、前田先生に最初お伺いいたします。

今回の改正での社債発行限度規制廃止は、バブル崩壊直後で、エクイティーファイナンスの弁済のため企業が再度借りかえの形で資金調達をしなければならないことと関連があるというふうに思っていますけれども、投資家保護の視点から見て、ワランティ債のときと同様、市場に混乱をもたらすという可能性はございませんか。

○参考人(前田庸君) 経緯から申し上げますと、このたびの社債法の改正は今回のバブル崩壊ということとは全く関係ありません。八年ぐらい前からこの審議はしておりますが、このたび金融制度改革とも関連してぜひ実現しなくてはならないということから、たまたまこの時期に改正法案が提出されたということでございます。私もずっとその審議に参加しておりますけれども、バブル崩壊の問題とたまたま一致しただけで、それとの関連は全くないということを申し上げたいと思います。

○紀平悌子君 時間がございませんので、佐高先生にお伺いしたいと思います。

今回の商法等の一部を改正する法律案の「立法の目的」というところが法務省から示されております。「最近の社会経済情勢、会社をめぐる不祥事の発生等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正確能を強固にし」というのがまず頭に出ておりまして、そして私もいわば今この政治の国民の不信回復の一つのこれは商法の面からの是正かと思いまして、関心を非常に持つて

おるわけでございます。

先ほど、大分御専門家でありますし現状を御存じであるだけに非常に暗い見通しを現在の会社に持つていらっしゃるということなんですかけれども、過去の改正で総会屋は消えたかも知れないけれども企業の暗部はなくなつていないという点なんですが、それに政治家が取つてかわつたような観があるというよなお話をうたうと思います。先ほどの御質問にありましたけれども、例えは今国民が政治資金規正法というものをようやく意識をして、そして一番問題にしておりますのが表金、裏金の問題ですね。表金は改規法に、いわゆる報告をされたのが表金としますと、そうすると裏金は恐らく使途不明金なるよななものから大部分出ているんじやないかと類推をしているわけです。

今回の改正が、この使途不明金というものに対して何か非常に効果的なチェックができるというようなことになれば非常にいいというふうに思つてゐるんですけれども、御感想でも結構でござりますので、お願ひいたします。

○参考人(佐藤信君) 例えは総会屋といふな種族に渡るお金というのは完全に使途不明金の一つだと思いますけれども、そのお金を渡したことわかつた時点で企業の渡した側も捕まるんだというのがさきの改正だったんですね。総務部長なりなんなりが捕まっている例はあるわけですかども、私はそれを社長も一緒に捕まる、社長連座制みたいにしたら大分変わるんじやないかと思うんです。総務部長だけが捕まつて社長はそのままという例も多いわけですから、そうじやなくて、そういう場合にはトップ、代表取締役も何らかの罪に問われるんだというふうなことになりますと、少なくとも総会屋とかに対する裏金の捻出というのは非常に厳しくなるわけですね。

へと急速にシフトしてきたからではないかと思います。それにもかかわらず、先進諸国による指摘に見られますように、日本型株式会社の基本的な構組み、これは旧態依然のままだったのではないか。そのために企業経営におけるチェック機能が失われ、不祥事が多発してくるという困ったことがあります。すなわち、それはこれまで制度の理念なき商法改正に見られ、そのたびに両院の法務委員会で各種の附帯決議がつけられて今日に至っているわけです。

カ型の会社法制を抜本的に変える大転換の改正でありますけれども、多くの大企業における粉飾決算等が問題になつたということがその契機となつておるということは御承知のことと存じます。それでございます。そういう意味で監査制度の強化ということに努めてまいつたわけでございましては、監査役の権限を強化する、あるいは制度についていろんな改善を加えるということによりまして、日本の企業経営といたしましては、かなりの部分にわたつて法的にも改善をされてきておるというふうに実は考へておるわけ

て、本改正案検討段階の法制審においてはどんな審議がされたのでしょうか、御説明願いたいと田畠さんです。

れども、ハエの発生源をそのままにしてハエを追つ払っているようなものだと、追つても追つてもまた次から次からとハエはやつてくるといううな感じで内容が骨抜きになつてゐるんじやないかという有識者の御批判もあります。やらないとやはりはやつた方がましかなというくらいの御批判も午前中ございました。

この点、それから改正案の国会提出を取り急いで理由について、具体的かつ責任ある答弁を求めるたいと思います。

○政府委員(清水洋君) 今回の商法の改正は、先

○政府委員(清水湛君) 企業と申しますと典型的には株式会社ということになろうかと思いますけれども、株式会社というのは、株主から出資をしていただいだて、それを会社が資本として活用して利益を上げ、これを株主に還元する、こういうシステムであるというよう簡単に申し上げれば言なうことができるよかと思います。

そういう出資あるいは資本、企業活動という過程の中で、会社が各種の法令に従つて適正な企業活動をするということが求められるわけでございまますけれども、そういうような適正な企業活動をする、そしてしかも株主に適正な利潤を配当する、また従業員の生活も守るというようなことのためには株式会社の法制がいかにあつたらよろしいかという観点から、従来も各般にわたつて会社制度のあり方が検討されてきたというふうに私どもは思つております。

特に、会社の中で非常に重要な点は、私ども一口に計算と申しますけれども、企業が粉飾経理等をしないで適切な開示をするということが非常に重要な問題であると。不正な行為をしない、不正な経理をしない、そういうような観点から従来より監査制度の強化ということに取り組んでまいりましたわけでございます。

ぐる不祥事が発生する。例えば、昭和五十六年改正の一つの背景となりましたロッキード、グラマン事件というような問題、あるいは今回の改正の背景となる不祥事等の問題が起こっているわけでございますけれども、そういう事態が起こっているということは非常に残念なことではある。何とかそういうものを食いとめるための商法の面からのアプローチとしてどんなことが考えられるかということを実は考えて今回の改正案を提案させていただいている次第でございますけれども、基本的にはやはり法的な各種の整備によってそれ相当の成果は一般論として申しますと上げてきておるのでないかというふうに実は考へているわけでござります。

○竹村泰子君 徐々に聞いてまいりますが、成果が本当に上がっているんでしょうかね。

一九九一年五月二十二日に、東京霞が関の外務省で三日間にわたった日米構造協議、この事後点検協議、フォローアップ会合を終えて、両国代表団は第一回年次報告を発表いたしました。また、米国側が外国人株主など少数株主権の強化を強く迫った結果、日本は商法改正を公約したといふふうに報道されております。

そういう議論の過程の中で、例えば今回の改正案でお願いしております株主の会計帳簿閲覧権についての持ち株要件の問題だとか、あるいは代表訴訟制度の活性化の問題等々について、幾つかの問題点の指摘があつたわけでござります。実は、そういうような問題につきましては私どもの方でも法制審議会の中で議論をしていたところでございますので、この日米構造協議における年次報告におきましては、私どもは当時法制審議会でしていることを日本側として述べるというふうとでこの決着をつけたわけでございます。アメリカ側の要求によつて法制審議会が審議を始めたとか、あるいはアメリカ側に公約をして、公約の履行として今回のような改正案といつものが多くございましたがつくられた、こういうふうには私どもは考へていられないわけでございます。

中にはアメリカ側から幾つかの問題が出されましたけれども、そういうものについてはアメリカ側の誤解と思われるようなものも多々ございまして、たために全く取り上げる余地もないというのもたくさんございました。今回の改正法につきましては、そういう問題の指摘はございましたけれども、公約の履行としてこういう改正案をお願いをするということではないということだけは御理解くださいたいと思います。

ほど申しましたよう、昭和四十九年の大改正を契機といたしまして始められました会社法の根本的な見直し作業の一つの成果として提案をしたものです。もちろん、会社法全部について見直しをして、一括して会社法の全面改正という形で法案の御審議をお願いするということも一つの方法かと思いますけれども、何分にも会社法につきましては問題が多く岐にわたつており、それぞれいろいろございますので、問題ごとに結論に到達したものについて提案をするということにいたしているわけでございます。

そういう意味で、先ほど申しましたような社債法についての改善策について意見がまとまつたといたことから今回の改正案をお願いし、また昭和四十九年の監査制度の大改正のいわば補充といった形をして、最近の社会経済情勢というものを踏まえまして今回の株主の権利あるいは監査制度についての改正案をお願いしておるということをございます。そういうわけでございまして、特に国国会提出を急いだとかそういうようなことではないと、いうふうに私どもは考えております。

もとより商法というのは、特に会社法は会社の組織を定める法律でございまして、そういう組織のつとつて企業が日々どういう行動をするかと、いう企業行動を直接規制する法律ではございません

○竹村泰子君 徐々に聞いてまいりますが、成程
が本当に上がっているんでしょかね。

一九九一年五月二十二日に、東京霞が関の外務省で三日間にわたった日米構造協議、この事後点検協議、フォローアップ会合を終えて、両国の代表団は第一回年次報告を発表いたしました。また、米国側が外国人株主など少数株主権の強化を強く迫った結果、日本は商法改正を公約したといふふうに報道されております。

そこで、米国側が問題視している市場閉鎖性の象徴とも言われる系列問題等の具体的な要求について

しまして、最近の社会経済情勢というものを踏まえて今回の株主の権利あるいは監査制度についての改正案をお願いしておるということをご存じます。そういうわけでございまして、特に国会提出を急いだとかそういうようなことではないと、いうふうに私どもは考えております。
もとより商法というのは、特に会社法は会社の組織を定める法律でございまして、そういう組織にのつとて企業が日々どういう行動をするかと、いう企業行動を直接規制する法律ではございません。そういうものにつきましては、独占禁止法などとか、あるいは政治資金の面でございますと政法

資金規正法というような別途の法律があるわけですがございまして、すべて会社法を改正すれば企業行動まで適正化されるということにはなりがたいということは、これは商法の持つている役割のいわば限界として私ども認めざるを得ないというふうに考へておるわけでございます。

○竹村泰子君 商法は実務的な法律ですから、改正案については実務家の理解と支援の得られる内容にすることが要請されると思います。一方、商法は民法の特別法、基本的な法律としての規範性も要請されているというふうに思います。

そこで、本案提案までの過程において、いわゆる関係各界との意見の調整はどのように行われたのか。特に、監査役制度の改正については日本監査役協会からの要望書、平成四年十一月ですか、が出されるなどの経過がありましたし、また日本構造問題協議の最終報告書で会社法の見直しなどが取り上げられておりまして、それらの経緯もあつたので、これらに対する関係者の動き、それから評価、経緯なども含めて御報告願いたいと思います。

○政府委員(清水謹君) 今回の改正のうち、株主の権利の拡充に関する問題、それから監査役制度の改善に関する問題、それから社債制度に関する問題、大きく柱を分けますと三つあるわけでございます。

社債制度につきましては、もう古く昭和三十年代から各方面の意見というものがあるわけでございまして、経済界その他関係省庁等の意見が積み重ねられましてこの改正案の中身になつてゐるわけでございます。

また、株主の権利の拡充あるいは監査役制度の問題につきましては、御指摘のような昭和四十九年改正を契機としてつくられました日本監査役協会、これは大手の企業の監査役さんほとんどすべてを網羅して組織されている会だというように承知いたしておりますけれども、そういうふうなところで現実に監査役として監査役の業務を日常行つておられる方々の意見というようなもの、さらには

は經濟関係の諸団体等の意見といふものも踏まえ、さらにそういうものを前提とした学会、弁護士会等の意見も聽取しながら法制審議会において議論を重ねていただきまして、最終的に今回のような改正案の中身に皆さんの意見が一致した、こういうことになるわけでございます。

もちろん、そういう審議の過程におきましては、日米構造協議でもこういったたぐいのことがあつたということは私ども法制審議会に報告しているわけでございまして、そういうことも参考にされたというふうに理解しているわけでございます。

○竹村泰子君 いろいろお話をございましたとり、一九七四年、監査制度を中心とする改正が行われ、衆参両院の法務委員会の附帯決議を受けて法制審議会等において会社法の全面改正、八一年には株式制度と会社の機関あるいは会社の計算公開に関する改正、また九〇年には小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度の整備、債権者保護などなど、会社の資金調達方法を合理化するための改正が行われてきました。

九〇年の改正において、取り上げないこととされた計算書類の登記所における公開制度、あるいは中規模会社の計算書類の適正担保の制度、それはその後どのように検討されたんでしょうか。

また、今回の改正案の柱の一つは株主による会社の業務執行に対する監督是正機能の強化というか、株主のしっかりとった権利というか、そうであるにもかかわらず、なぜ今回の改正案には含めなかつたのか、今後どのようにするおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(清水謹君) 会社の計算の公開というものは、非常にこれは重要な問題だというふうに指摘されているわけでございまして、従来からこれがどういうふうな形で実行させるかということが大変な問題になつておるわけでございます。

現在の商法によりますと、会社は特に貸借対照表、損益計算書等を官報とか新聞に公告をしなければならないということになつておるわけでござりますけれども、問題はその

いますが、それがほとんど守られていないという実情にあるわけでございます。株式会社が現在百三十万社あるというような状況のもとで、そのすべてにこのような義務の履行を求めるということは大変難しい問題だというようなこともあるわけでございます。

そういうようなことから、この平成二年改正に際しましては、法制審議会におきまして、少なくとも資本金三千万以上の会社につきましては、貸借対照表、損益計算書というような計算書類を登記がされておる登記所に提出して、それを一般に公開するというようにしたらどうかというような答申をいただいたわけでござりますけれども、現実にはその適用の対象となる会社、これは中小会社が中心ということになるわけでございますが、これが二十万社近いというような状況になるわけでございまして、そういう中小企業の団体の方から、現段階においてそういう会社の計算書類を登記所で公示するということについてはまだいろいろ解決されなければならない問題があるといふような指摘がございまして、最終的には平成二年改正の中身に盛ることでござつたというような状況があるわけでございます。

そういう解決されなければならない問題があるといふような指摘がございまして、最終的には平成二年改正の中身に盛ることでござつたというよな状況があるわけでございます。

そこで、一つには登記所で公開する以上そういふ計算書類が正確なものでなければならぬ、その正確性を担保するためにはやはり専門家がそういうものをチェックするというシステムがなければいけないというような議論があるわけでござります。現在、商法特例法上の大会社については公認会計士あるいは監査法人による監査というものがあるわけでございますが、それについては問題はないわけでござりますけれども、二十万社に及ぶ中小会社については現在そのような制度がないからといふふうにお答えになつております。

○竹村泰子君 先日の峰崎委員への答弁では、今おっしゃつたように、関係各界の意見調整がつかないからといふふうにお答えになつておりますが、今、民事局長もおっしゃいましたとおり、債権者保護の直接具体的な手段は外部監督などその

算の公開という問題は、これはもう避けて通ることができるない重要な問題でございますので、引き続き検討を続けていかないと、何とか早い時期に結論を得るよう努めたいと思います。

そこで、大会社、中会社、小会社というような区分を全面的に見直す、そういう過程の中で会社の計算の公開という問題は、これはもう避けて通ることができるない重要な問題でございます。

そこで、じやそういう会社の計算書類を公的にチエックするようないわば会計調査人というべき制度をつくつたらどうかというようなことが議論されていますが、これまでに貸借対照表、損益計算書等を官報とか新聞に公告をしなければならないということになつたわけでございますけれども、問題はその

会計調査人に一体だれがなるのかというようなことにつきまして、監査を専門の業務といたしますとします税理士の方々、あるいは税務申告の代理を業

いろと違う面が出てまいりまして、なかなか意見がまとまらないというような状況に現在のところあるわけでございます。

そこで、じやそういう会社の計算書類を公的にチエックするようないわば会計調査人というべき権者が正確につかむことができるという意味で非常に重要な部分だというふうに思いますので、今までに向きな御答弁がありましたけれども、次の改正によって会社の経理内容とか資産状況とかを債権者が正確につかむことができるという意味で、常に重要な部分だといふふうに思つます。

そこで、じやそういう会社の計算書類を公的にチエックするようないわば会計調査人というべき権者が正確につかむことができるという意味で、常に重要な部分だといふふうに思つます。そこで、じやそういう会社の計算書類を公的にチエックするようないわば会計調査人というべき権者が正確につかむことができるという意味で、常に重要な部分だといふふうに思つます。

決の際の当委員会の附帯決議におきまして、「今

あった、違法であつたということになると、これは既に今日の会社法の中に私はきちんとした罰則規定があるんではないかなと、こう思います。

したがつて、使途不明金問題の観点から、これについて会社法の上で何かきちんとしたものをやつたらどうだという御意見があるのも承知しておりますが、これは私は、会社法の問題でなく、むしろこれは政治資金の世界の中で、あるいは選挙法なりそういうものの世界の中で政治資金に関する問題としてきちんと整理をしたらどうであろうかと、ちょっと会社法の場合には世界が違ひはしないのかな、かように考へてゐるわけでございます。

○竹村泰子君 四月二十二日の私の質疑に対する國税庁の答弁で、また衆議院法務委員会の会議録を見ますと、年平均五百億円を超える使途不明金の存在が明らかになりました。

しかし、法務委員会の議事録を見ますと、これは所管する法人三万三千七百二十八社のうち調査したのは一四%の四千七百二十二社にすぎない。使途が政治資金と見られるものが年平均十七億円程度のことですけれども、資本金一億円以上の法人の実地調査の割合は、今申し上げましたように一五%程度と言われております。年平均五百億円を超える使途不明金の額は実際には水山の一角にすぎないと、こういうふうに思つんですね。今、大臣大分お答えくださいましたけれども、このような実態からいえば、罰則の強化が即現状の改善にバラレルには結びつかないとは思いますが、しかし何らかの処置もとらず手をこまねいていることは許されないという思いがいたしました。

そこで、税法上の問題とは別に、商法の取締役の忠実義務でありますとか、あるいは監査役によるチェック体制の確立、この監査役制度の問題については後でゆっくり質問をいたしますけれども、そいつた観点から、商法における規制のあり方、これを根本的に検討するべきであるというふうに思いますが、大臣及び関係当局の御所見を

求めたいと思います。

○政府委員(清水謹君) 先ほど大臣の方からもお答え申し上げましたとおり、使途不明金という概念は商法には実はないわけでございます。商法におきましては、そういう計算関係の帳簿・書類には事実を正確に記載をせよということになつておられます。したがつて、例えばわゆる使途不明金と税法上されるものにつきましても、販売促進経費だとか、あるいは交際費だとか、あるいは諸会費だとか、いろんな対策経費といふような形でそれぞれの費目の性質上許容される限度において適正に帳簿に記載されておるということになるわけでございまして、監査役としてはそういう帳簿を帳簿として検討し、その経費の支出を確認するということになるわけでございます。

ただ、しかしながらこれは税法上の問題で、私どもは正確に知り得ないところではござりますけれども、会社の営業行為としてそういう費用が支出はされたけれども、税法に対する関係におきましては支出先を明らかにするところの方に税金がかかるしていくというようなこともあります。あるいはその使途を税務当局には明らかにしないというようなこともあり得るのかなど、そういうものが俗にいわゆる使途不明金と称されるものではないかというふうに私どもは思つてゐるわけでございます。

したがいまして、商法の立場から申しますと、使途不明金について商法の規制をするということではなくて、株式会社の計算のまさに根本原則である経費の支出が正確に事実に即して帳簿に反映されているかどうかということをチェックする、もしもそれが不正な事実である、不正経理がされているということになりますとそれは商法上既に罰則の制裁があるわけでございます。また、そういうことによりましてこの会社に損害を与えるといふことはございませんけれども、その結果生じますし、あるいはそういう不正経理を監査役が見逃した、故意、過失に基づいて見逃したといふことになりますと監査役についても既に商法上の責任が生ずるということになるわけでございます。

そういう意味におきまして、不正経理ということではございませんけれども、世界が既に整備されておるというふうに実は考へてゐる使途不明金と税法上されるものにつきましても、販売促進経費だとか、あるいは交際費だとか、あるいは諸会費だとか、いろんな対策経費といふような形でそれの費目の性質上許容される限度において適正に帳簿に記載されておるといふことになるわけでございまして、監査役としてはそういう帳簿を帳簿として検討し、その経費の支出を確認するということになるわけでございます。

ただ、しかしながらこれは税法上の問題で、私どもは正確に知り得ないところではござりますけれども、会社の営業行為としてそういう費用が支出はされたけれども、税法に対する関係におきましては支出先を明らかにするところの方に税金がかかるしていくというようなこともあります。あるいはその使途を税務当局には明らかにしないというふうに実は考へてゐるわけでございます。

○竹村泰子君 今のお答えはもう全然いただけませんね。だって会計監査も含めて監査役制度がきちんと機能してチェックしておれば、今回のようなもう目を覆うばかりの使途不明金やみ獻金と言われる、政治献金と言われるそういうふうのものは出でこなかつたわけでしょう。だから、それはおかしいと思うんですね。

八年の商法改正の際にも、我が党の委員が使途不明金の商法による法規制の必要性を指摘しておりました。そのときに、これに対して当時の中島民事局長、「御指摘のようないくつかない問題も将来の検討課題としていきたい」、また奥野法務大臣、「引き続いて検討していきたい」と答弁しておられます。それから十年以上、現在も当時と全く同一の問題提起しなければならない。この現状からいえは、使途不明金はもう税法の問題であると繰り返し衆議院の法務委員会でもお答えになっておりませんけれども、もはやそういう逃げはできないんじゃないですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私はおっしゃるようないくつかない問題も将来の検討課題としていきたい、まだ奥野法務大臣、「引き続いて検討していきたい」と答弁しておられます。二年前の中島民事局長、奥野法務大臣、引き続き検討していただきたいと、これは言い逃れの詭弁でしかねなかつたわけですか。

○竹村泰子君 よくわからないんですが、世界が違う、確かに商法じゃなくて税法上の問題であることは、その世界が違うという言い方をされておられるんでしょうか。だとすると、二年前の中島民事局長、奥野法務大臣、引き続き検討していただきたいと、これは言い逃れの詭弁でしかねなかつたわけですか。

○政府委員(清水謹君) 先ほどから申し上げておりますように、商法の規定の中に使途不明金という言葉を持ち込むことは私はできないのではないかと思います。そのためには、商法の規定の中に使途不明金の商法による法規制の必要性を指摘しておられます。そのときに、これに対して当時の中島民事局長、「御指摘のようないくつかない問題も将来の検討課題としていきたい」、また奥野法務大臣、「引き続いて検討していきたい」と答弁しておられます。それから十年以上、現在も当時と全く同一の問題提起しなければならない。この現状からいえは、使途不明金はもう税法の問題であると繰り返しておられます。そういう不正経理を事前にチェックしておきます。そういう不正経理をどうやって止めるシステムというものを考へるということが会社法といふものに課せられた重要な責務だというふうに私は思つてゐるわけでございます。

再度、商法による規制の必要性、今、局長は商法上は整備されておりと涼しい顔しておっしゃつていますけれども、そんなこと国民の前に言えるは実は山陽特殊鋼等の大企業の粉飾決算、不正経理による会社の倒産でございますけれども、そつ

いうものを契機といたしまして、監査制度の強化だとか、あるいは大会社については公認会計士というような外部監査の制度を強制するといふような形、さらには昭和五十六年の改正によりまして、監査役がいろいろいろいろ取締役会を招集して、いろいろ調査をするとか、あるいは会社の従業員を直接呼んでいろんな事情を聴取するといふような権限を昭和五十六年改正で認め、さらに今回の改正では、身分の安定を図つて遠慮なく会社の執行部に物が言えるような状況をつくるとか、あるいは監査役会といふような制度をつくりまして、一人一人の力はなかなか行使しがたいけれども、監査役会というような組織で行動をするといふような形で会社のいわば不正経理をできるだけチェックできるようなシステムをつくり上げようということで今回の改正のこの案もでき上がりました。

おっしゃるようすに、そうであるにもかかわらず会社をめぐる不祥事件と申しますか、恐らく不正経理が行われていることもあるのかもしれませんけれども、とにかくそいつた形での不詳事件が起きておるということは本当に残念なことだとうふうに私ども事務当局としても思うわけでございます。しかし、商法ができる範囲の措置を講ずる、商法の生命である不正経理をなくす、会社の計算の適正を期するということが商法の一つの大原則でございますから、そういう観点からやはり一步でも二歩でも制度の充実強化を図つていかなければならない、こういうふうに思つておるわけでございます。

今回の改正案もそういう意味で、効果がどこまであるのかと言わると、私どももここまでありますというふうにはなかなか申し上げにくい点があるわけでござりますけれども、一つの改善方策であるといふふうに考えておる次第でございます。

○竹村泰子君 全然納得のできるお答えではないけれども、ちょっと切り口を変えてお尋ねをしてみたいと思います。

例えは、改正案は株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にするために所要の改正を行うと。その前提となる株主総会の活性化についてお伺いしたいと思います。

一九八一年の改正で、株主による議題の提案の制度の新設及び株主権の行使に関する利益の供与の禁止等により、株主総会の運営を適正化するための措置がとされました。これは、株主総会が文字どおり株主の総会として活性化が図られることが期待されての改正であるといふに理解いたしましたけれども、法の期待した活性化の状況は果たしてどうなんでしょうか。

九三年二月期決算の株主総会は去る五月二十七日に集中して行われたと聞いております。三月期決算の株主総会は六月末に集中的に行われるといふふうに聞いております。先ほどの、午前中の参考人の方も、総会屋一掃をねらって一齊に株主総会を開いている。しかし、こういう形で総会屋対策をしたかのようすに見える株主総会を一齊に集中的に開いているということは、もう株主のはじごといふか、そういうこともできないようになつてゐるわけでして、多くの会社の株主である方といふふうに聞いております。先ほどの参考人の御意見にも、こういう理不尽な企業のあり方をほつておいて商法の改正なんてということを言つていいだけではありますし、先ほどの参考人の御意見にも、この六月末に集中するというのは、これは商法の面から申しますと、議決権行使し、あるいは名簿の閉鎖ということができるということになつてゐるわけでございますが、三月三十一日決算の会社でござりますと四月一日から六月末まで株主名簿、名義の書きかえを提出するというような措置を講ずることが認められているわけでございまして、そういう意味で名義の書きかえ停止可能期間中に総会を開かなければならぬという一つの制約があるわけでございます。

の提起といふこともなくなるということは確かに御指摘のような面があると思ひます。

私ども実際問題として株主総会の担当実務者に時折実情等を聞くわけでございますが、最近は書面による事前質問、つまり説明要求というのもかなりされているようございまして、そういう意味での株主総会における質疑応答といふものは從前に比べますと相当活発にされておるというふうに思ひます。

ただしかし、そういうその事前説明要求をする人たちがある特定の、例えばいわゆる総会屋と言われるような人たちに実際問題としては偏つてゐるのではないかというふうな指摘もあるわけでございまして、その辺の実情は必ずしもつまびらかにはしませんけれども、いずれにいたしましても、株主総会というのは会社の最高の意思決定機関でございますから、そこで会社の実情等について株主に十分な説明がされる、そういう説明を求めるかと思つての株主に対しましては十分な説明がされるということがやはり大事なことではないか、そういうことによって無用な争いというものが解消される面があるということは、これは否定することができないというふうに考えているわけございます。

○竹村泰子君 商法はシステムづくりでありまして、運用は企業の責任であるというふうなことが監査役制度の改正に関する峰崎委員への民事局長の御答弁でした。

理論的には株主総会の活性化についても同様なのがもしませんけれども、法律論を離れて、大臣、株主総会の活性化の一番大切なところは何だとお思いになりますでしょうか。法務大臣の御所見を伺いたいんですが、株主総会を活性化させるための一一番大切なところは何だと思われますでしょうか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 難しい御質問ですけれども、やはり私は日本の株式会社、これは本当に大変、どこの国でもそうかもしれません、民主的なんですね。しかしながら、実際の株式会社

の運営といふのはこれくらい過当支配の制度はない。そして、同時にまた日本の場合には株主権といふもの、株主というものが大切にせられていない。しかもそれが当たり前であるという株主の意識なんですね。だから一番大事なことは何かと、こういう御質問であれば、投機の対象としての株主でなくして、これはあくまでも自分たちが金を出し合って会社の経営を一定の専門家に任してあるんだ、あくまでも我々の会社なんだといったような意識の問題が私は日本の場合は一番大事なのでないかなと、かように考えます。

○竹村泰子君 大臣がおっしゃったとおりだと思ふんですけれども、それがなかなか実現していくかないというところなんですね。

代表訴訟という問題が出てまいりましたけれども、今回代表訴訟の改正をやつておられます。株主の代表訴訟の目的の価額を九十五万円にみなす改正が行われることとなつております。これに因る効果であつて、主たる理由ではないということなのでしょうか。

○政府委員(清水謙君) 答弁では、「今回の改正はその訴訟の訴額に関する疑義を解消するためのもの」というふうに書いておられます。そうしますと、提案理由で言つている株主の「代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため」としての理由はむしろ反射的なものであります。

主たる理由かどうかと言われるとちょっと私もあれなんでござりますけれども、要するに九十五万円とする考え方と請求金額によるという考え方とのでしようか。どうでしようか。

○政府委員(清水謙君) お答えいたします。

この件数をお尋ねしたかったのですけれども、ちょっと調査のところでは件数は出せないというふうな出せないというよりかは出でこないというふうなお話だつたんですが、最近の裁判事例などがございまして、現に裁判所の取り扱いが分かれている、これはどちらかに決めなければならぬ、そういうことと窓口でトラブルが起こるのではないかということでござります。

そういうようなことから、こういう重要な問題についてはどちらかに決める必要がある。その場合にどちらをとるか、どちらの方の解釈にくみますかといふことがあります。

○國務大臣(後藤田正晴君) つづいては、特に今回の株主代表訴訟との関係では訴額というのが問題にならうかと思います。これにつきまして、実は最高裁判所でリーディングケースとでも申すべきよほうな判決がございました住民訴訟ですが、これにつきましては、特に今回の株主代表訴訟との関係では訴額というのが問題にならうかと思います。

この二つ目の説がございまして、一つは例えれば百万円の損害賠償請求の場合ですと百万円を訴額として印紙額を計算する、こういう説もございました。それから逆に、いやそういうことではないといふ説がございまして、一つは例えれば百万円の損害賠償請求の場合ですと百万円を訴額として算定不能あるいは算定が著しく困難であるといふ説もございました。それから逆に、いやそういう説があつたわけございますが、この五十三年の三月三十日の判決はこのように言つたわけあります。

○竹村泰子君 どちらが大事だとかどちらが大事じゃないとかいうことではなくて、両方とも大切なことだから両方述べてきた、こういうことです。

○政府委員(清水謙君) それで、住民訴訟についてお伺いいたしますが、この住民訴訟における「訴を以て主張する利益」、これは地方公共団体の損害が回復されることによってその訴えの原告を含む住民全体の受け取るべき利益がこれに当たると見るべきである。このような住民全体の受け取るべき利益、これはその性質上、勝訴判決によつて地方公共団体が直接受けける利益、すなわち請求に係る賠償額と同一ではあり得ず、他にその価額を算定する客観的、合理的基準を見出すことも困難である。したがつて、結局、これは非財産権上の請求の訴えの訴額に関する民事訴訟費用等に関する法律四条二項に準じて、その価額は三十五万円とすることが相当であるというふうに言つたわけあります。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この三十五万円と申しますのは、昭和五十三年当時は算定不能の事件は三十五万円とということになつておきましたが、その後昭和五十七年に法律が改正されまして、現在ではそれは九十五万円と

あります。これは昭和五十三年の三月三十日、最高裁判所の第一小法廷の判決でございます。

この住民訴訟につきましても、今お話しのございましたように、地方公共団体が例えれば地方公共団体の長等に對しまして損害賠償を求める、こういう訴えでございます。その訴額につきまして從来はやはり二つの説がございまして、一つは例えれば百万円の損害賠償請求の場合ですと百万円を訴額として算定不能あるいは算定が著しく困難であるといふ説もございました。それから逆に、いやそういう説があつたわけございますが、この五十三年の三月三十日の判決はこのように言つたわけあります。

○竹村泰子君 それで、この訴額の算定は非常に難しいんだ、だから算定不能あるいは算定が著しく困難であるといふ説もございました。それから逆に、いやそういう説があつたわけございますが、この五十三年の三月三十日の判決はこのように言つたわけあります。

○政府委員(清水謙君) それで、この訴額の算定は非常に難しいんだ、だから算定不能あるいは算定が著しく困難であるといふ説もございました。それから逆に、いやそういう説があつたわけございますが、この五十三年の三月三十日の判決はこのように言つたわけあります。

ては定着しているということでおざいます。

○竹村泰子君 一件数は出せないということでしたけれども、なぜ出せないんでしようか。理由を教へてください。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 出せないと申しますか、実は私どもはいろいろ訴訟について統計をとつておるのでございます。

ただ、行政訴訟についても統計をとつておるわけですが、特に二の住民訴訟に限つてと

いう統計は実はとつておらないわけでありまして、住民訴訟の中には損害賠償の請求訴訟と、う

のもございますし、それからほかの住民訴訟としまして、いわゆる差し止め訴訟というんでしようか、地方公共団体の長が違法な行為をしようとしました場合にそれをストップしなさいというような差し止め訴訟もございます。いろんな形態があるものですから、それについて一々とておらないと。要するに損害賠償ならほかの損害賠償、差し止めならほかの差し止めというような形で一体となつて統計をとつておるものですから、住民訴訟だけが幾らというのは出てこないんだということを申し上げたわけでございます。

○政府委員(清水滋君)訴え提起の手数料といふのは訴訟の目的の価額に基づいて算出されるということになっているわけでござります。訴訟の目的の価額というのは訴えをもつて主張する利益ということになるわけでございまして、これは民事訴訟費用法等に規定があるわけでございます。したがいまして、例えば多数の原告が共同して一つの訴えを提起する、こういういわゆる集團訴訟のような場合におきましても、それぞれの原告がそれぞれ請求権を持つてゐる、たまたま同じような内容の請求であるからこれをまとめて集團的に起こしておるというような場合、こういうような場合はやはりそれぞれの請求について合算をすうるということにならざるを得ないというふうに思ふわけでござります。

会におきましては民事訴訟法のまさに全面的な見直し作業を進めているわけでございますが、その中の一つの問題としてこういうような問題についての議論もされている状況でございます。この民事訴訟手続の全面改正作業は、私どもは平成七年あるいは八年には結論を出したいということです。作業を進めているところでございます。

○竹村泰子君 では、作業の成り行きを見守るということですが、できるだけ国民の間の公平性が保たれるようぜひと力を出していただきたいと、いうふうに要望をしておきます。

今回の改正の中で特に問題が多々あり、また現実に会社の中での監査機能の強化ということが非常に重要と考えますので、監査制度につきまして時間の許す限り質問をさせていただきたいという

しかし、まさに御指摘のよう、もう少し監査役がきちっとした目配りをしておればこのような不祥事は防げたのではないか、あるいは監査役みずからが不正行為の先頭に立つていろんな違法行為をするというようなケースも現実にあるわけでございまして、そういうようなことから考えますと、監査役が与えられた権限を適切に行使していない、そのためにこのようなことになつたということにつきましては非常に残念に思うわけでござります。制度が整備されましても、その任に当たる人によって十分に活用されていないということかとも思うわけでございますけれども、私どもといたしましては、何とか権限は与えられたと、権限は与えられたけれども、その権限をもつと行使しやすくするような方法をやつぱりこの際考える

告員数の多寡による訴訟額の変動など、訴訟手数料のあり方には明文の規定がない。国民の裁判を受ける権利との関係からも「これは問題が多いんや」とかと思ふよ。

しないかと思ひますからいかがでしょ
うか。現在行われている法制審議会の民事訴訟法部会
における民事訴訟手続に関する検討では、申し立て
の手数料等についても審議されているというふ
うにお聞きしておりますけれども、その動向も含
めて、国民の間で公平性が保たれるような方策を
慎重に検討するべきであると思ひますが、いかが
でしようか。

方法はないというふうに思うわけでございます。
ただししかし、この集団訴訟と言われるものの訴訟の類型の中にはいろんなケースがあり得るわけでございまして、そういうふうな場合の手数料、あるいはそもそも現在の民事訴訟費用法におけるような手数料構造について、これが適切であるかどうかというふうな意見、諸外国の法制との比較論といふものも当然あるわけでござりますけれども、そういうふうな観点からいろんな問題が提起されております。

改正というふうに、いろんな会社の不祥事をめぐりましてこの問題が指摘されまして、そのたびごとにこれに対応するような改正が行われてきたわけでございます。私ども、非常に強力な監査役の存在というものが現実の企業の中で相当の機能を果たしておる、強力な権限を持つた監査役が存在する、さらにはまた必要に応じて権限を行使してくるというようなことが会社・企業の運営の適正化という面において相当の効果を上げておるというふうに考えているわけでございます。先ほど申し上げたとおりでございます。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今申し上げましたように、この住民訴訟につきましては先ほど申し上げた最高裁判所の判決以降は非財産権上の訴えと同視するということでございまして、現在では九十五万円が訴額である。ですから、それについての印紙はたしか一審ですと八千二百円ということになると思いますが、そういうことで実務の運用は定着しております。

○竹村泰子君 最高裁判決も出ているようですがそれとも、住民訴訟に限らず、集団訴訟と申しますか、先般の湾岸戦争の九十億ドル訴訟の場合の原

これに対しまして各原告、つまり集団訴訟の原告の訴えをもつて主張する利益というのが同一であるというようなとき、例えば今回の代表訴訟でござりますと数人の株主が集団で代表訴訟を起こすというようなことが考えられるわけでござります。こういう場合には訴えの利益としては一つであるということでござりますので、何人で訴訟を起こしましても九十五万円とみなすということです八千二百円ということになるのではないかというふうに思っておりますけれども、例えば欠陥車なら欠陥車で被害を受けたという人々がそれぞれの損害賠償を請求するというものを集団で起こすという場合には、これは合算をしていただく以外に

監査制度の改正につきましては、一九七四年及び八一年にも行われております。しかしながら、依然会社の不祥事は、先ほどから私も申し上げておりますとおり、後を絶ちません。今回三度目の改正になるわけですがれども、従前の改正が所期の目的を達し得なかつたその理由についてはどのように分析していらっしゃいますか。

○政府委員(清水謙君) 御指摘のように、これまで数次にわたる商法の改正によりまして監査制度の改正、つまり監査役の権限を強化する、これはもちろん責任も重くするということと、四十九年大改正を初めとして五十六年改正あるいは今回の

そういうようやかな観点から、実は監査役会制度といふべきではないかと。
いろいろなものも監査役の独任制との関係においていろいろ議論はあり得るわけでありますけれども、そういうような形で会社の執行部に対応するというようなことが与えられた権限を行使しやすくするという意味において意味あることであると
いうふうに例えれば思うわけでございまして、そういう意味でこの監査制度の充実強化ということにつきましては、これまでにも十分力を尽くしてきたつもりでござりますけれども、今後ともやはり開心を持ってその運用の実情等については眺めていき必要があるというふうに考えていくわけでござ

います。

○竹村泰子君 今回の改正が前車の轍を踏まないと言えるんでしょうか。いかがですか。

○政府委員(清水満君) 前車の轍ということでござりますけれども、例えは四十九年改正で監査役の権限が飛躍的に強化されて、あるいは外部監査といふ公認会計士監査が入ったということによりまして、企業の計算と申しますか、企業会計といふものは私はもう相当改善されたというふうに実は考へている者の一人でございます。

したがいまして、制度改正の効果はあつたとしかしながらまだ不十分である。それを何とかもつと十全たらしめたいということについて私どもは謙虚に考へているわけでございますが、そういう意味で今回の改正がさらに私どもは大きな前進になつていただきたいと思ひますけれども、少なくとも一步ない二歩の前進になつていただきたい、運用の面においてもそういう効果は上げていただきたいというふうに実は念願しているわけございます。

○竹村泰子君 いただきたいと、それはだれもそう思ひますけれども。

現行法では権限を与えても適切な行使がなされなかつたという御説明がこれまでにもあつたと思うんですけれども、権限行使の担保にはやつぱり監査役の人事権が独立しなきやだめなんじやないかと思うんです。選任手続に改正を加えないで権限行使が容易になるとお思いになる根拠は何ですか。

○政府委員(清水満君) 監査役について申しますと、監査役といつのもこれは会社の実は内部の機関でございまして、会社全体の人事構成の中でその監査役の役割というものを考へられる。取締役しかり、監査役しかり、あるいは監査役につくスタッフしかりということでございまして、会社全体の人事構成という枠組みの中の一つでございます。そういう面から見ますと、いわば会社の人事をどうするかということはやはり会社の執行部がまず第一次的には責任を持つて考へるべき問題でありますけれども、例えは四十九年改正で監査役は株主総会で選任されるわけでございますけれども、株主総会で選任されるためには原則的には取締役会で監査役候補者という者を決めまして、この監査役についていろんな情報、資料を株主に知らしめて、株主総会での議決を仰ぐという形には当然監査役も現在出席することができるわけでございまして、出席して意見を述べる。特に監査役の選任に関しては、自分をも含め、他のあるいは監査役の選任候補者をも含め、それについて意見を言う。あるいはそのことについて取締役会で意見が入れられなかつた場合には、株主総会で監査役がいろんな意見を述べるというような権限も保障されているわけでございます。

そういうような仕組みの中で考えますと、やはり監査役も会社の内部の人間でござりますから、取締役会の中で取締役、監査役とともにこのような議案について協議をするという現在のシステムが私どもは適当ではないかというふうに思つてございます。監査役に監査役の選任議案提出権というものを認めまして、いわば取締役会とは独立した立場で、あるいはこれに対応するような形で人事案件を監査役会が独自に株主総会に提案するということについては、やはりこれは問題かあらぬのではないかと。相当慎重な検討を要する、会社という一つのまとめた組織体のあり方として相当慎重な検討をするのではないかというふうに思つてございます。現在のような監査役、取締役、いわば共同の決議のもとにこの選任議案をつくるというよろシシステムでも監査役の独立性というものが害されるということにはならないというふうに考へているわけでございます。

○竹村泰子君 いろいろ不思議なことがあってお尋ねしたいんですが、任期を一年延ばす、この根拠は何なんでしょうか。あるいは員数を二人以上以上置いておるというよろシ事情にもなつていると考へているわけでございます。

あろうというふうに思うわけでございます。そういうようなことを踏まえまして、いわば最大公約の要件については、狭義の第三者的監査役を導入しなかつた理由は何なんでしょうか。五年の根拠も教えてください。

○政府委員(清水満君) 任期を二年から三年に伸長するというのは、要するに監査役の身分的な安定を図る、身分保障を図る、二年ごとに改選されるとのことであればどうしてもある程度取締役会に遠慮をしなければならないというような面もあるだろう、こういうことから三年にするということにいたしたわけでございます。

そういう点から、例えは立案の過程では四年にしたらどうかとか、あるいは三年にして再選を保障して最低六年は監査役でいられるようにせよというような意見もあつたわけでございますけれども、しかし我が国は多数の会社があるわけでございまして、すべての会社についてそういうようなことを当てはめるというのは非常に無理があるということことで今回は落ちついたわけでございます。

それから、三人以上にするということでございますけれども、これは大会社についてのみの規定でございます。

一つには、監査機能の充実強化を図る、大会社については監査すべき分野が非常に多いというような実情がござりますので、これに対応するといふことが一つ。

それからもう一つは、今回監査役会制度というものを大会社につくつたわけでございますけれども、二人では会というのは成り立たないのではないか、つまり合議体が最低限成り立つ人数としては二人である、こういうことも考慮の一つになつてゐるわけでございます。

さらにもう一つは、最近の大会社におきましては、監査の重要性というものを考へられて監査の人数を法律の規定以上にふやす傾向がござります。現にもう七割近くの会社は監査役を三人以上置いておるというよろシ事情にもなつているところを期待しているわけでございます。

いうよろシなことを踏まえまして、いわば最大公約の要件には、狭義の第三者的監査役を導入するべきだと、いわば公約の要件にはなぜかという御質問でございます。

純粋な社外の人を監査役にするという方法をとるべしだと、いわば公約の要件にはなぜかという御質問でございます。

それから社外監査役につきまして、五年間の要件にとどめたというのはなぜかという御質問でございます。

件にとどめたというのはなぜかという御質問でございます。

具体的にどういう方が社外監査役として適当であるかということにつきましては、これはそれぞれの企業におきましてそれぞれの企業の業務の中身というようなものに照らしてやはり考へることであろうかと思います。すべての企業にとりまして、例えば弁護士の資格がある人が適当であるとか、あるいは公認会計士の資格のある人が適当であるということには必ずしもならないと思います。それぞれの企業が株主総会でそれぞれ適切な判断をして選んでいただくということが必要かと思ひます。

ただ、私どもいたしましては、こういう制度をつくりまして、これが法律として施行された暁には、実際どういうよくな方が社外監査役として選任されたかというよくな跡跡調査はして、その分析はしてまいりたいというふうに考へているわけでござります。

○竹村泰子君 今のお答えは、先日の峰崎委員に対する答弁でも、社外監査役の運用に関して民事局長は、「適当な時期に実態調査をしてみたい」というふうにお答えになつておりますけれども、これは運用実績がもし改正法の趣旨に合わないような場合には再検討するという意味も含めたものと理解してよろしいでしょうか。実施方法の具体案を含めてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水満君) 社外監査役につきましては、実はアメリカでは社外取締役という制度があるわけでございますけれども、アメリカの方が歴史は古いのですが、非常にこれを支持する説と、何もわからぬ人が入ってきて結局棚に飾られているだけじゃないかというような非常に冷たい意見も現実にはアメリカでは出てきておるというふうに聞いております。日本で一体この社外監査役という制度がどういうふうに定着していくか、これは実は私ども大変関心を持つておるわけでございまして、かかるべき時期にこの実情、実態調査等はいたしたいと思っております。

具体的にどういう方法でやるかというお尋ねでござりますけれども、先ほどちょっとお話をもうございました法務大臣の許可に係る社団法人日本監査役協会というようなものがござりますので、そういうような機関にもお願いをしてこの実情を調査するということにいたしたいと思っておりナリです。

その結果どういうことになるのかということについては現状では全く申し上げることはできませんけれども、衆議院の論議の過程におきましても、全く会社と関係のなかった人を監査役に選んでいうようなことを思い切ってやつたらどうかというような意見も各政党の委員、皆様方から強く提出されたところでござりますので、そういうふうなことも意識しながらやはり実態を調べてみる必要があるのではないかというふうに実は考えていくわけでございます。

○竹村泰子君 本案が成立した場合、施行は十日を予定していると衆議院ではお答えになつておりますけれども、そうしますと社外監査役及び監査役会の設置は一九四九年の株主総会以降ということになりますか。それでよろしいですか。

○政府委員(清水灘君) 仮に十月一日にこの法律が施行されるということになりますと、社外監査役あるいは監査役会制度の設置というのは、十日以内に最初に到来する決算期に係る定時総会の終了まで現在の制度が続きまして、そこから新しい社外監査役あるいは監査役会制度といふものがスタートする、こういうことになると思います。

我が国の多くの会社は九月期決算と三月期決算とに分かれますので、三月期決算の会社につきましては、先ほどもちょっと議論に出ましたけれども、六月末の定時総会で社外監査役が選任される、こういうことになろうかと思ひます。

○竹村泰子君 監査役の権限なんですかと、現行の商法は、そのチェック役として取締役会、会計監査人、それから監査役の三者を挙げております。ところが、日本の取締役会は、業務執行の意志決定機関であるとともに、それをみずから監

督するという大変おかしな二重人格的な矛盾を抱えているわけですね。また、会計監査人は、会計のプロではあるけれども外部の人であり、社内で何か不祥事が起きるのを事前に防止することには、これはちょっと無理があるんじゃないかな、限界があるんじやないか。その意味からも、商法二百七十四条は、監査役は取締役の業務執行を監査すると規定して、その責任にこたえられるように監査役に取締役による違法行為の差しとめ請求権、業務及び財産の調査権など、こういう強力な権限を与えております。

大臣にお伺いしたいんですけども、それにしても一九八〇年代後半から九〇年代に入つてさまざま企業の不祥事や上場企業の倒産が多発いたしました。監査役が十分にその機能、役割を果たしたケースはほとんど耳にしませんという事実関係。今回の改正案で企業のいわゆるお目付役である監査役制度を具体的にどう再生、活性化すべきはいいのか、大臣の御所見を求めたいと思います。

○政府委員(清水温君) 大臣がお答えになる前に私の方で総括的なお答えをさせていただきたいと思います。

監査役にはもう既に現行法により大変強力な権限が与えられているわけでござります。いろんな各種の請求権、差しとめ請求権とか、あるいは取締役会に出席する権利、あるいは取締役会を招集する権利までも認められておるというようなことになつております。多くの会社においてはこのような強大な権能を持つて監査役というものの存在によって企業行動がおのずから規制されるるというふうに思つておきます。

現実に企業の実務担当者に聞きますと、いろんな会社は行為をする際に監査室、監査役のもとにある監査室等といろいろ協議をしながら現実には違法な行為をしないように注意して日常の業務活動をしているというようなことが言われていくわけでございまして、そういう意味で監査役制度というものがそれなりの機能を果たしているという

ことは私ども間違いないところだと思うわけでございます。それにもかかわらず、先ほどから申し上げましたように、いろいろな不祥事が生じている、監査役の目の届きにくいところで、あるいは不正経理が行われておるといつよくなこともあるわけでございます。

そういうことを踏まえながら、今回の改正法案におきましては、既に強化されている監査役の権限をより行使しやすくするというような観点からの改正、員数をふやすとか、あるいはその身分的な保障の安定強化を図るとか、あるいは監査役会制度というような組織的な監査を可能にするというようなものを導入するとかいうふうな制度の改善に努めているわけでございますが、これからは監査制度を実効あらしめるために各会社において監査役としてふさわしい人をとにかく選んでいただく、こういうことについても各企業それぞれ心していただきたいというふうに立案当局としては考へておる次第でございます。

○國務大臣(後藤田正曉君) 今、局長からお答えをいたしましたように、今回のこの改正についても、監査役の人数の問題とか、あるいは任期の問題、あるいは社外監査役の五年の問題、こういう点については強弱それぞれの意見がありまして、大体私たちも御提案申し上げておるようなところがまずは多くの方々の一致するところではなかつたのかな、こういうことで御提案を申したわけでございます。

私はこれは結局は活性化とでもいいますか、監査役に十分勧めていただくという基本をやっぱり、先ほどちょっと竹村さんおっしゃいましたね、それは監査役の任命の手続、それから人を得るという人事の問題、これに帰するのではないかなどというのが私の考え方でございます。それだけに、今、局長が申し上げましたように、それぞれの会社なり、あるいはまたそれぞれ関係筋があるわけでございますから、そういうたところで、この法律をお認めくださった場合には、従来のこの監査役のあり方を踏まえながら改革の趣旨を御理解

をしていただいで、監査役が十分期待に沿うことができるような環境整備に努めていただきたい、かように考えております。

○竹村泰子君 商法は監査役がタイムリーに企業の意思決定の場面に立ち会つて早期に経営情報を入手できるよう取締役会への出席権を保障しています。

しかし、どうでしょう。企業の取締役会というのにはもう完全に形骸化しあっているんじゃないのか、それが現状ではないでしょうか。つまり、組織の肥大化に伴い取締役の人数はどんどんどんぶえていくって、実質的な討議は人数を絞った専務会とか経営会議とか、そういうところでのみ行われ、取締役会はただトップからの報告を受け、それを追認するだけの場と化してしまっているんじゃないでしょうか。ましてやスキャンダルに関するような場合、トップの数人だけの間でひそかに、余り外部にばらさないようにひそかに処理をされ、取締役会にはおりてさえこないといふことがあります。

このように、法律が定めた監査役の権限と企業の現実との間に大きなギャップが生じていると

いうことに、大臣、そして局長はどういうふうに認識しておられますでしょうか。御所見を伺いたい

○政府委員(清水謙君) 昭和四十九年の改正の際のいろんな議論を踏まえまして私どもが取り上げた一つの問題が、まさに先生御指摘のような取締役及び取締役会制度というものについてどのように改善を加えたらよろしいか、これを活性化してまさにこの名実ともに執行機関としてのふさわしい機関にするにはどうしたらよいかという問題提起をいたしまして各種の議論をしていただいたわけでございます。

その一つの成果といったしまして、昭和五十六年改正におきまして、取締役会の権限というものを強化する、それから特に重要な財産の処分とか譲り受けとか多額の借財、こういった会社経営上

重要な要素の部分になるものにつきましては取締役会で決議をしなきゃいかぬというようなこと、かようになります。

○竹村泰子君 商法は監査役がタイムリーに企業の意思決定の場面に立ち会つて早期に経営情報を入手できるよう取締役会への出席権を保障して

します。

しかし、どうでしょう。企業の取締役会といふのはもう完全に形骸化しあっているんじゃないのか、それが現状ではないでしょうか。つまり、組織の肥大化に伴い取締役の人数はどんどんどんぶえていくって、実質的な討議は人数を絞った専務会とか経営会議とか、そういうところでのみ行われ、取締役会はただトップからの報告を受け、それを追認するだけの場と化してしまっているんじゃないでしょうか。ましてやスキャンダルに関するような場合、トップの数人だけの間でひそかに、余り外部にばらさないようにひそかに処理をされ、取締役会にはおりてさえこないといふことがあります。

このように、法律が定めた監査役の権限と企業の現実との間に大きなギャップが生じていると

いうことに、大臣、そして局長はどういうふうに認識しておられますでしょうか。御所見を伺いたい

○政府委員(清水謙君) 昭和四十九年の改正の際のいろんな議論を踏まえまして私どもが取り上げた一つの問題が、まさに先生御指摘のような取締役及び取締役会制度というものについてどのように改善を加えたらよろしいか、これを活性化してまさにこの名実ともに執行機関としてのふさわしい機関にするにはどうしたらよいかという問題提起をいたしまして各種の議論をしていただいたわけでございます。

その一つの成果といったしまして、昭和五十六年改正におきまして、取締役会の権限というものを強化する、それから特に重要な財産の処分とか譲り受けとか多額の借財、こういった会社経営上

ござりますけれども、もともとこの取締役会制度といふものができた基本的な趣旨は、取締役会によって会社の業務の適正化を図るというところにあります。

○竹村泰子君 大臣にもお答えいただきたいんで

すが、ちょっと時間が迫つてしまひましたので、五六年改正の過程の中では例えれば取締役の人数を二十人以下にしたらどうかというような実は議論もあつたくらいでございまして、二十人以下であれば実質的な討議ができる、お互いに責任を分担することができるというような議論もございましたけれども、現在では取締役が数十人というようなビジネスも少なくないというような状況にございます。

そういう状況の中で、会社のそういう実質的な経営管理機構というものをどういうふうにしたらよろしいか。御指摘の例えは常務会というようなものが実質的には取締役会と同じような仕事をしているんじゃないのか、さらにはその上の専務会といふようなものが実質的な権限を持つているんじゃないのか、さらには代表取締役が独断専行しておられるのではないかというようないろんな指摘がござります。

それぞれの会社の規模とか営業の形態とか会社の歴史とか、そういうものによって非常に違いますが、思うわけでございまして、一律にはなかなか議論できないと思うわけでございますが、いずれにいたしましても、取締役会といふものの権限の歴史とか、そういうものによって非常に違いますが、思うわけでございまして、一律にはなかなか議論できないと思うわけでございますが、いずれにいたしましても、取締役会といふものの権限の強化とその適正な行使ということについてはこの強化する、それから特に重要な財産の処分とか譲り受けとか多額の借財、こういった会社経営上

と思ひます。

○政府委員(清水謙君) 損失補てんという問題につきまして具体的に監査役あるいは外部監査人である会計監査人あるいは公認会計士が指摘をすることがでなかつたのはなぜかと、こういうお尋ねでございます。

当時の状況として、一体損失補てんというものがどういう形で行われたのか、どういう目的あるのはどういう動機で行われたのか、企業の大口の顧客を確保する手段として行われたのか、私どもがされるように考えていかなければならない、こ

ういうふうに私ども考えております。

○竹村泰子君 大臣にもお答えいただきたいんで

すが、ちょっと時間が迫つてしまひましたので、五六年改正の過程の中では例えれば取締役の人数を二十人以下にしたらどうかというような実は議論もあつたくらいでございまして、二十人以下であれば実質的な討議ができる、お互いに責任を分担することができるというような議論もございましたけれども、現在では取締役が数十人というようなビジネスも少なくないというような状況にございます。

そういう状況の中で、会社のそういう実質的な経営管理機構というものをどういうふうにしたらよろしいか。御指摘の例えは常務会といふようなものが実質的には取締役会と同じような仕事をしているんじゃないのか、さらにはその上の専務会といふようなものが実質的な権限を持つているんじゃないのか、さらには代表取締役が独断専行しておられるのではないかというようないろんな指摘がござります。

それぞれの会社の規模とか営業の形態とか会社の歴史とか、そういうものによって非常に違いますが、思うわけでございまして、一律にはなかなか議論できないと思うわけでございますが、いずれにいたしましても、取締役会といふものの権限の強化とその適正な行使ということについてはこの強化する、それから特に重要な財産の処分とか譲り受けとか多額の借財、こういった会社経営上

題になつたので、その当時はなかつたんじゃないかなと、こう考えております。

○竹村泰子君 大蔵の方からお答えありますか。

○説明員(西方俊平君) 損失補てんにつきましては、以前は通達でもってそれを自肅を求めていた、最近法律改正におきましてそれを禁止することになつたわけございますが、会計監査上の問題につきましては、実はこれが非常に技術的には難しい点があつたんだと思います。例えば、損失補てんが会計上例えれば交際費とか寄附金とか、または実際の売買する場合の差額を通じて行うというようなことがございまして、それが現実に公認会計士等の監査の段階で補てんがあつたかどうか、これが不適切な会計支出であつたかどうか、これについて必ずしも明らかにできなかつたというようなことがあつたのではないかといふふうに思つております。

○竹村泰子君 時間が参りました。今回の改正案の中で、非常に大きな問題でもあり、監査機能の強化ということで御質問を重ねてまいりましたけれども、最後に申し上げます。

できるだけ経営者からの独立性を高めるために

社外監査役についても法務省がどのような人選を期待しているのか、関係官公庁あるいはマーンバンクからのひもつきや天下り、そういう温床となるおそれはないのか、非常にそういったことが気かりになるわけですが、時間が参りましたので、また手続きは後日させていただきたいと思いま

すが、最後に一言大臣から、私のこれまでの質問に対しまして、あるいは特にこの最後の部分、御所感と申しますか、非常に大事な部分であると思いまますので一言いただき、終わりたいと思ひます。

○國務大臣(後藤田正晴君) おっしゃるよう

に、せつからくのこいつ改正でござりますから、これ

が十分に機能するように、我々は直接やるわけで

はありませんけれども、関係者の皆さんのがきちんととした会社経営が行われるように、それに対する適切な監査役が役割を發揮するように適切な運営

を私の方としては期待をいたしたい、かよつて考

えております。

○猪熊重二君 きょうは今般の改正の中でも、監査役についていろいろお伺いしようとしたんです
が、今、竹村委員の方から大分いろいろ御質問がございましたので、少しはしゃせていただきま

す。監査役制度について、昭和四十九年、五十六
年、平成元年、監査役の権限強化というふうな観
点からいろいろ改正してこられた。今回もまた同
じような路線の上に立つてやつておられるわけで
す。この各年度ごとの監査役の権限強化によつ
て、本当に法の目的としていたことがどれだけ達成さ
れたかということについて、先ほど民事局長はそ
れなりに達成したというふうな趣旨のことを言つ
ておられました。私は達成されたかどうか、もう少
しこの後順番に質問していきますが、ただ昭和
四十九年の改正で、大会社の監査制度の一環とし
ていわゆる公認会計士、監査法人による会計監査
人制度というのを導入したわけです。これは今ま
での監査役が取締役、監査役というふうな形でま
さに企業の中の全く純粋の一機関というのに対し
て、ある程度外部的な立場の人間を導入して監査
業務の適正化を図ろう、こうされたんだろうと思
いますが、この会計監査人制度を導入したことによ
つて従前の監査役の監査以上に何らかの質的な
変化でも生じたかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(清水灌君) お答えいたします。
四十九年改正というのは、もう監査制度につい
てのいわば歴史的な大転換を遂げた年だといふふ
うに申し上げていいかと思います。昭和二十五年
改正によりまして、先ほども御議論が出ましたけ
れども、会社の業務監査というのは取締役会に期
待された。監査役というのはもう会計監査だけと
いうふうに昭和二十五年改正でなつたわけござ
います。しかしながら、昭和四十年代前後におけ
る山陽特殊鋼を初めとする大企業の倒産というよ
うなことが契機になりまして、そういうことでは
もうこれは現実に対応することができないといふ

ことで監査制度を抜本的に変える必要があるとい
うことになつたわけでござります。

その際に、二十五年改正で一たん奪われた監査
役についていろいろお伺いしましたが復活したわけござ
いますが、しかし業務監査ということを復活した
だけでは山陽特殊鋼等の実態を見るととも監査
役だけでは対応することができないのでない
か。会社の規模、経理の膨大性というふうなもの
を考えますと、これはどうしても外部の会計専門
家を導入する必要があるということになつたわけ
でございます。

そこで、監査役に業務監査権を付与するととも
に、会計の専門家である公認会計士による監査と
いうものを導入することになったのでござります
けれども、同時にそのころ、公認会計士というの
も、これは一つの個人職業でございまして大企業
の監査をするという場合にはやはり組織的な面で
非常に問題があるというふうな大蔵省の御認識が
ございまして、公認会計士による監査法人とい
う法人化が図られた。そういう専門家の法人体制が
整つたというふうなこともございましてこのよう
な会計監査人制度を導入いたしたわけございま
す。

それにもかかわらず、その後いろいろと会社を
めぐる不祥事というのは起こつてゐるわけでござ
いますが、私どもいろいろ公認会計士協会の皆様
方とか、あるいは企業の方々のお話を伺つてまい
りますと、公認会計士事務所あるいは監査法人、
日本にも国際的にも有数な監査法人というものが
現在生まれてきておりますけれども、そつたいた
組織的な監査法人による企業会計の日常的な
チェックというものによりまして、会社の方でも
この関係する監査法人あるいは公認会計士等に日
常的にいろんなことを相談するというふうなこと
が行われるようになりますと、企業会計の適正化
という面につきましてはこの会計監査人制度はか
なりの成果を私どもは上げておるのではないかと
いうふうに思つてございます。

今、局長は、監査役のほかに会計監査人とい
うのを外部から入れてきて相当な成果が上がつて
いる、こうおっしゃる。それで、竹村先生が言われ
たけれども、私は損失補てん問題とそれから使途
不明金問題に関連して、果たして今おっしゃるよ
うな会計監査人、外部から入ってきて立派な仕事
をしたか、していなかかといふことについて
ちょっと伺いたいと思うんです。

○猪熊重二君 局長、もう少し簡単に答弁してく
ださい。

まず、証券局に伺います。
大蔵省証券局は、平成元年十二月二十六日、損
失補てん禁止に関する通達を出しました。これは
失補てん禁止の範囲を定めたものです。

いうふうなことは大企業だけではなくて、先ほど
もちよつと議論出来ましたけれども、中小会社、つ
まり資本金五億円以上の会社というふうな現在の
ものではなくて、もつと例えば資本金三千万円程
度以上の会社にもこういったたぐいの制度を導入
すべきだというところで議論が発展してまいっ
たわけでございます。そういう意味から、公認会
計士の皆さん方を中心とするこの企業会計の適正
化のための努力というものはやはり着実に私ども
は実を結んでおると。

具体的な現象として、例えば監査法人なり公認
会計士が会社の監査をいたしまして監査が不適正
であるというふうな意見を出すという例は極めて
まれでございまして、そういう意見を出す前に、
事前にもう十分に調整されて適正な処理に是正さ
れるということが実態であるということでござ
います。つい最近監査法人と
会社側の意見が衝突して当該会計監査人が解任さ
れるというような事件が起つたというような新
聞報道がござりますけれども、これは極めて例外
現象だとは思いますが、正常な会社において
ましては相当程度の成果を上げておるというふう
に思つておるわけでござります。

○猪熊重二君 局長、もう少し簡単に答弁してく
ださい。

今、局長は、監査役のほかに会計監査人とい
うのを外部から入れてきて相当な成果が上がつて
いる、こうおっしゃる。それで、竹村先生が言われ
たけれども、私は損失補てん問題とそれから使途
不明金問題に関連して、果たして今おっしゃるよ
うな会計監査人、外部から入ってきて立派な仕事
をしたか、していなかかといふことについて
ちょっと伺いたいと思うんです。

すけれども、損失補てんしてはならぬぞという通知を出した。これを出すに至つたいきさつ及びこの通達の趣旨を証券会社にどの程度徹底するための措置をとったのか、簡単で結構ですが。

ますけれども、平成元年の十二月に一部の大手証券会社に損失補てんが認められたことがございました。損失補てんを禁止するとともに、その温床となりがちな営業特金の適正化を図ることを目的といたしまして証券局長通達を出したものでござります。

した定期検査におましましては幾つかの会社に対し、
て損失補てんについての指摘をしておりまして、
その都度厳正に対処してきたところでございま
す。

そこで、証券会社との関係で帳簿はどういうふ
うになつてあるんだということをございますけれど
とも、証券会社に対する会計に関する報告書とい
たしましては、毎営業年度の経過後二ヶ月以内に
営業報告書をとつておりますけれども、これは証
券行政上の立場から業務及び財産とか経理の状況
を把握するためにとっておるものでございまして、
監査役の監査報告書とかそれから会計監査人
の監査報告書までは含まれておりません。そ
ういったような状況にございます。

○猪熊重二君 証券局、もう結構です。

国税庁にお伺いします。

たるかどうか、そういったことは別に、証券会社等が有価証券取引を通じまして特定の顧客に対する利益を供与した場合には、その実態に応じて交際費等として課税をいたしておられるところでございますし、そうした事実の有無につきましては、先ほど申し上げましたような法規と帳簿・書類・証憑書類、そういったものに基づきましてケース・バイ・ケースで判断をいたしておられるところでございます。

使途不明金につきましては、原則として資本金一億円以上のいわゆる大法人のうち実地調査を行いましたものにつきまして私ども計数を把握しておりますところでございます。この計数に基づきまして平成三事務年度の数字を申し上げますと、所管法人が三万三千七百二十八社ございまして、そのうち一四%に当たります四千七百二十二件の調査を行いました。五百五十四件、五百五十八億円の使途不明金を把握しております。五百五十四件というものは調査をいたしました法人の一・七%に当たるわけでございます。把握しました使途不明金の総額はただいま申し上げましたように五百五十八億円でございます。

次にこの倒産不明金額五百五十八億円のうち、私ども使途の解明に全力を挙げました結果、二五%につきまして、百三十九億円でございますが、内訳を把握してございます。これによりますと、約三割に当たります四十二億円がリベート、手数料、四三%に当たります六十億円が交際費等、以下その他二七%で三十七億円、このようになつてござります。

さらに、使途不明金額五百五十八億円について業種別に申し上げますと、六八%に当たります三百八十二億円が建設業、以下製造業、卸売業、小売業、このようになつておるところでございま

○猪熊重二君　これについても、国税庁が用途不明金、これだけのものを見つけ出してくるのにいろいろ資料とした会計書類等はどんなものなんですか。要するに先ほどの員失補てんの場合と同様

ように、特別に国税だから倉庫の奥に隠しているのかをさをぶつ壊して持ってきて見た書類なんか、それともそこ辺に転がっている書類なんか、どちらなんですか。

○説明員(藤井保憲君) 使途不明金の把握につきましても、先ほど申し上げました書類等と全く同じでござります。

一般論として申し上げますと、税務調査に当た

個々の証券会社の検査の内容についてはここで詳しいことはお話しできませんけれども、通達を出した後、三年六月までの間に実施いたしま

お尋ねは、どのような資料から損失補てんの事を認知したのかということでございますが、私も国税当局いたしましては、損失補てんに当

基づきまして適正な経理処理が行われているかどうか検討しているところでございまして、例えば法人が外注費でありますとか交際費でありますとかそういった費目で支出しているものにつきましても、支出の事実、支出先等につきまして確認をいたしまして、そうした調査の過程で法人がその使途をどうしても明らかにしないといったものが出てまいりました場合にやむを得ず使途不明金として処理をいたしておりますところでございます。

は使途不明金という概念はないわけでございまして、営業費用という形で計上されておる、あるいは交際費という形で計上されておるそれが企業の営業活動を行う上において合理的な金額とということであり、その支出が事实上明らかにされるということであれば、監査役としてはそれは特に問題にすることはない、こういうことになるのであろうと思うのであります。

○猪熊重二君 それは今の局長の話はおかしい。
人に関するいろんな資料、あるいは使途不明金に
関する資料というような具体的な資料ということになりますと、果たしてこれが監査役なり会計監
査人が法律で与えられている権限を行使することによつて調査でき得る資料であつたかどうかとい
うようなこともまた問題になるわけでございまして、一般的な評価というのは具体的な問題でありますだけに難しいというふうに実は考へてゐるわけござります。

一応議論があるところです、先ほど大臣も言われたけれども、ただ、証券取引法では事前の利益供与を言って証券の売買を勧誘しちゃならぬという規定になっていたんですね、その当時、事前に利益供与をすることを条件にして売買、勧誘しちゃならぬということは、事後だって同じことなんですね。買う前にあなたには損をかけないでどうしますからと言つたって、後で損が出た、ああ、いや、それしましょ、ということは、要するにその後の当時の証券取引法の法文の趣旨からいえば、後で損失補てんしますということと前に損させませんということは同じことじやないですか。

まあ、それはどっちにしても、法的効果はどう

であるかという」とは別にしたて、証券局長が損失補てんはしちやならぬという通達を出したん

だから、その通達を監査役なり会計監査人は当然考えて、損失補てんはあるかな、うちの証券会社

はないかなと調べるのが当たり前なんです。それ

なつてゐるんです。証券会社をひっくり返すようになつてゐるんです、まともこやつてハナハカ

ら。それを何か、今、局長は会計監査人なり監査役は真っ当にやつていて、税務署は税務署で勝手

後は其の上に、うつむいて、私を睨み、私を睨み、腰三
にやつてゐるようなことを言つてゐるが、それは
もう一回きらうと云つておひそか。

○政府委員(清水湛君) 私も、具体的にどういうふうな形で算定額なりなによりがつておらぬ。

ふうな形で譜算書類なりがんなりがつくられてい
るかということについては承知しておりませんの
ご苦労見な由も二月二日二月二日二月二日

で結局御急謹で申し上げるといふことにならざるを得ないわけでござりますけれども、取締役会な

り最終的に株主総会で承認された計算書類。例えば営業収益の中で経費という形で損益計算書に計

上されておるという形で株主総会では承認されたと。

ところが、その株主総会で計算書類が承認され
る、あるいは特例的に取締役会の決議で確定され

るということもあるわけでございますが、そういうような確定した計算書類に基づいてそのまま税

務申告をすればそれで問題がないわけでございま

第三部 法務委員会会議録第八号 平成五年六月一日 【参議院】

用という形で株主総会で確定されたものについて費用性が否認されると、したがって、その部分については会社に利益があるものとして税金を納めなければならないという意味での株主総会で承認された計算書類と税務申告のために提出される計算書類との食い違いが生じてくる、「こういうことはあるのだろう」と思つのであります。

それはしかし、税務申告上の使途を明らかにすることができないということから生じる一つの現象だろうと、いうふうに思います。それを商法の上では正しろと言われても、これは株主総会で承認されている計算書類でございますので、そういうわけにはちよつといかないのではないかとうふうに思うわけでございます。

それから、損失補てんの問題につきましては、具体的には損失補てんに係る支出がどういう形で計算書類の上で表示されるのかという問題とともにかわってくる問題だらうと思います。損失補てんが明確に違法であるというふうに客観的にもう確定された段階でなおかつそれを公認会計士なり監査役が見逃したということであれば、これは違法、不当な支出についての正当な監査をしなかつたということに当然なるわけでございます。

この違法性について疑義があつて、まだ社会的には問題であるけれども商法の見地からは違法ではないという、もしそういうふうなことを考える余地がある段階での話ということになりますと、それはまた別な考え方も出てこようかと思ひますけれども、損失補てんについての違法あるいは違法でないということが決まっていたかどうかということがやはり一つの決め手になる性格の問題であります。

○猪熊重二君　何も局長がすべての日本じゅうの会社を監督しているわけじやないんだから、そんなに夢中になつて言わなくていいんです。いひだけれども、要するに使途不明金にすれば、毎年やつていて、特に建設業なんというのは六年〇%、七〇%金額的に占めてやつているわけで

す。それで監査役なり会計監査人が結構ですと言つて判ことをついて、今おおしやつたように株主総会で結構ですということになつて、後で税務署が来てはひっくり返されてゐるんです。これじやな仕事していくことにならないじやないか。税務署が来てもひっくり返らぬようなものをつくつたらいいじやないか。ただ、ことしはたまたま間違つたから来年はと言うんだけれども、来年も同じことをやつてゐるんです。再来年も、毎年同じことをやつてゐるんです。

特に私が言いたいのは、せつかく外部から委任した会計監査人といふのは一体何んだ、公認会計士あるいは監査法人の仕事を見つけてやつただけじやないか、ほとんど役に立つていないじやないかというぐらゐに極論すれば言いたいわけですが、これは別に局長が責任感することじやないんですよ。ないけれども、せつかく一生懸命やつたけれどもほとんど役に立つていません。

そうすると、大臣ね、こんな監査役だとか会計監査人を、いろいろ一生懸命法務省としてさつきも言つたように四十九年から何回も改正して、権限強化したらどうだ、ああいうふうにしたらどうだ、こういうふうにしたらどうだ、今回もまたいろいろやつっているんだけれども、ほとんど役に立つていないと思つんだけれども、これについて大臣、現行の監査役制度とか会計監査人制度といふものももう抜本的に見直すべきだと私は思うんですが、どうお考えになりますか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 監査役制度とか会計監査人の制度を抜本的に見直せ、こういうお話をすね。そして、大体使途不明金あるいは本来自己責任でやらなきやならない株の取引で大口の人にはだけは損失補てんをするとか、あるいは飛ばしとか、いろんなことがありましたね。しかし、これらは、私は常識論ですよ、手口といふものは私はこれ複雑な手口でやつているんだろうと思ひますね。だから本来複雑な手口を取り引の中で経理処理上はそれぞれきちんと私は整えてあるんじやないかな、こう思ふんですね。だからなかなか実態は

わかりにくいいのが本当ではなかろうかなと。それなら何のために監査役とか会計監査人を置いてあるんだと、こうおっしゃるのもわかるんですよ。わかるんだけれども、本当に現在の監査役、会社の中の立場、役割、あるいは外部の会計監査人でも結構ですが、実際はなかなか、そうは言つても本来常識的にわかるはずだという疑問はあるんですが、必ずしもそうはないかない面が、私は実際会計の帳簿の処理上はきちんととしておるんではないかなと、こう思うわけですね。

そうすると、例えば損失補てんの問題なんかも、結局処理は全体として、トータルとして損失補てんというのは行われておったんじゃないのか。ところが、これは、交際費として上がつておるんじゃないかといったようなことで、もこれ処理したんじゃないのかな。

だから、あなたの御質問よくわかるけれども、今の制度ではちょっと、だから会計監査の制度とかあるいは外部の監査人の制度がこれは役に立たぬというわけでも、一口には言えないのではないかなど、かのように考えるわけでございます。

○猪熊重二君 大臣ね、馬を川まで連れていくことはできるけれども水飲ませることはできないと、いうことわざがあります。幾ら一生懸命国でシステムとしてこれだけきちんとやつたって、やる気がないやつは何もやりやせぬ。だから、もう馬は川のほとりどころか水飲むところまでとつくの昔に連れてきているんです。それを飲まないだけなんだと私は思うんです。

飲まないというのは、結局会社の中の役員の一つである監査役、それから頼まれたけれども委任契約によつて報酬をもつてやつてている会計監査人、このようなシステムじゃもうだめだということになる。だめだからやめちやつたらどうだろうとも思うんです、私は。もうどうせ役に立たぬのだから、そんなもの強制する必要も何もないですから。システムが悪いんじやなくて、システムを使う意思も能力もいないんです。

だとしたら、こんな内部的な監査なんという制

度でなくして、どうしても外的監査をやつたらどうだと。今、会社に対してもいろんな外的な機関がありますよね。商取引に関する公正取引委員会だとか、あるいは証券取引に関する今度できた証券監視委員会だとか、一番嫌な話だけれども国税庁だと、いろいろありますよ。そういうふうな意味で、何かもうどうしてでもやたらにやならぬというんだつたら全く純粋に外的な監査制度というものをつくるのならつくるし、どうせ役に立たぬものだつたら法律が一生懸命苦労して制度をそんな整備する必要もないじゃないかと。レッセブフェールで自由にやらしておいたらい。国としては国税の税金と消費者の権利の国民のP-L法の問題だけやればいいんでありますて、あとはもうほつておいたらどうだと、こんな極論すら覚えるほど役に立つてない制度だと私は思つんです。

○政府委員(清水湛君) 外部機関による監査というのが非常に意味があるということと、実は四十九年に公認会計士、監査法人による会計監査人制度というものを導入したわけでございます。これにはまあ効果が上がつているか上がってないかということについてはいろいろ見方があるわけで、先生も全くゼロだという趣旨でおっしゃっているのではないと思っておりますけれども、そういう外的、外部監査というものの意味は私どもはまだ否定することはできないと思います。

ただ、そういう意味で外部監査に頼るということは一つの考え方であるということは私どもは否定はいたしませんけれども、しかし企業といふものの存在というものを考えますと、監査役も実は企業内部の人間というふうに構成されているわけでございまして、まずみずからが、企業みずからがきちっとした企業行動をする、計算の適正な保持を図る、違法な支出はしない、違法な行為はしないということで企業みずからがまず身を正すと

いうことが会社法の本質的な問題として要請されていると思うのです。その企業みずから身を正すというのが日本においては監査役制度であります。例えばアメリカではそれが取締役会であり、取締役会の足らざるところを今度は株主が直接会社に対して諸要求をするつまり株主のコントロールにより企業の行動の適正化等を図る、こういうことになつてゐるんだろうと思います。

今回の日本の会社法の改正でも、企業内部のいわば浄化作用としての監査役制度を強化するとともに、企業のいわば内部の人間である株主による会社のコントロールというのもやはり強化をすると、これが代表訴訟制度等の強化につながつてゐるわけでございます。そういう企業内部における監査機能の強化というものにあわせて、さらには要なら外部的な組織というものを考える、こういうことになるのではないかと思います。そういう意味で、決して内部の監査制度、監査機能の充実強化ということについて私どもとしてはあきらめではならないといふうに実は考えているわけでござります。

○猪熊重二君 今回の個別的改正問題について伺

すべての株主が監査役及び会計監査人に対して、例えはうちの会社には使途不明金があるかないか調べてくれというふうな監査請求をする。言つてることは、住民の問題と同じなんです、住民が監査請求をしてだめだと言われたから住民訴訟を起こす、あれと同じように。個々の株主はわからぬんですね。ただ新聞を見るとみんなあります、ちでは使途不明金やつているそうだよ、うちもどうかなと言つたってどこをどう調べていのいだかわからぬ。そういう場合は、うちの会社には使途不明金があるかないかということに関して監査役なり会計監査人に具体的にそのような項目を提示して、うちを調べてくれというふうな制度はどん

なものだろうという点が一つ。それからもう一つは、すべての株主が会計監査人に対し、会計監査人がまともに仕事をしていない場合、会社と会計監査人の間は委任関係だからなかなかうまくいっているわけだ。(うまくいく) ついて損害賠償請求も何もせぬというふうな状況において、すべての株主が会社に代位して会計監査人に対する損害賠償請求も起こせるというふうなこと、ただこれは代位権の問題がちょっとある。なんけれども、その二点についてお答えいただいきょうの質問を終わりたいと思います。

○政府委員(清水源君) 第一問の方は、地方自治法で認められておりますような住民の監査請求、これはそこではもう認められているわけでござります。そういう意味で株式会社についてもいかがかと、こういう御発想だらうと思います。

この点につきましては、一つの考え方としてあります。この点につきましては、一つの考え方としてあります。株主によるいわば直接会社のコントロールとアメリカ法の思想にやや近いのかなという感じもいたしますけれども、日本では個々の株主がそういう行為をするかわりに監査役というものを制度化いたしまして、監査役に大いに期待をしておる。権限を強化して責任も重くする、こういうことになつてゐるわけでございまして、この辺日本の株式会社の実情というものをあわせて考えますと、株主にそういうような直接の権利を認めることがいいかどうか、かえつて会社経営が大変混乱をすることになるのではないかというような問題もあるわけでございまして、一つの問題提起として私どもは何いますけれども、相当これはやはり研究、検討しなければならない問題だらうと思ひます。

それから次は、代表訴訟の対象を取締役、監査役あるいは会社の発起人等に限定することなく、外部の人間である会計監査人に対しても代表訴訟を認めるべきではないかというような御指摘でございます。

確かに、会社が会計監査人に対して損害賠償請

求権を持つということはあるわけですが、会社がいわば会社の内部の人間である取締役、監査役に対してもなかなか権利行使しないというところに着目した制度でございまして、会計監査人と会社との間は委任契約関係だと申しましても外部の人間でございますので、そこまで代表訴訟という特別の訴訟形態を認めるのが適當かどうかといふことに於いては、これも一つの問題提起であるということとは私ども十分承知いたしておりますが、相當慎重に研究、検討をする問題ではないかというふうに思つております。

○猪飼重三君 いろいろ悪口を言いましたけれども、しかし大変に御苦労さんなんですね。この前の質問のときに申し上げたけれども、大体これは大蔵省の仕事を法務省がやらされているようなもので、しかも業界というか、実際の企業のいろんな要望も聞かきやならぬ。しかし、企業の要望を聞いていたらやつてはいられないはずなんです。しかし、企業の言うことを全然無視して組織法をつくつたってまた乗つてこないし、えらい難しいところで御苦労をしていることはわかるんだけれども、まあしつかり監査役に頑張つてもらうことにしたいと思います。

以上です。

○紀平悌子君 午前中、参考人の御意見を意味深く伺つたわけですが、そのお一人の佐高参考人が、会社はもともと、非合理とおっしゃったが不合理とおっしゃつたかちよと記憶がはつきりしませんが、不合理なもので、これに合理的な網をかけていこうというようなことは大変なことなんだ、マイナス八からマイナス六まで進歩するという程度のことでの進歩はあるんじやないだろうかというような大変手厳しい御発言から始まりましたわけです。

ちまたで商法の改正ということの今法務委員会といふところに属してやつているのだというふうに話をいたしますと、それは一体国民にとってどういうことなんだということを聞かれるわけです

ね。なかなか一口に説明ができないで困っている
というのが現状でござります。
思いますのに、今回の改正は株主権の強化をね
らにしているということはわかります。本改正
中で最も影響力が大きいのは、これまで余り活用
されてこなかつた株主代表訴訟制度を活性化させ
るための措置だというふうに思われるんですけれ
ども、これは日米構造協議などの民事訴訟の手
続の簡素化、弁護士資格の相互承認など、米国側
の一連の法律上の要求と同じく、貿易摩擦の激し
くなる今日では、いずれ遅かれ早かれ多国籍企業
を手始めとして株主訴訟も増加していくことといふ
うを考えられます。
その点について、株主代表訴訟の増加はこの法
が動き始めたときにどういうふうになつていくと
いうお見通しでございましょうか、法務省にお伺
いいたします。
○政府委員(清水道君) お答えいたします。
今回の代表訴訟制度についての訴訟の目的の価
額を九十五万円とみなすということにいたしまし
たために、具体的に訴状に張る印紙は八千二百円
でよろしいということになつたわけでございま
す。これについてはいろんな考え方があつて、考
え方によりますといろんな見方ができるわけでござ
りますけれども、從来に比べますと代表訴訟が
提起しやすくなつたということは間違いないと言え
ると思います。ただ、これによつて訴訟事件が非
常に増加するんじゃないかというようなことを新
聞などでも書かれていることがござりますけれど
も、これにつきまして私どもは必ずしもそういう
ふうに実は考えておりません。
代表訴訟を起こすと申しましても、実はその前
提に、会社が取締役なり監査役に對して損害賠償
を請求することができる、損害賠償請求権がある
ということが前提になつていてるわけでございま
す。この損害賠償請求権の存否というのは、今回
の改正の前後によつて変わりがありません。今回
の改正によつて取締役とか監査役に對する損害賠
償請求権がふえたとか金額が上がつたということ

にはならないわけでございます。ただ、従来に比べて訴訟が起こしやすくなつたために、今までその訴訟の提起をためらつていた人たちが起こすということはあるかもしれませんけれども、それとも訴訟に勝つ見込みがないのに起こすということはあり得ないわけでございます。そういう意味では、実質的な増加というのではなく、それほどないのではないか。

ただ、一つ考えられますのは、八千二百円払えば訴訟が起こせるんだからということで会社に対して訴訟提起をするグループといふものがある。この心配はござります。これに対しましては、現在ほとんど活用されておりませんけれども、悪意のある訴訟提起をした原告に対しましては、裁判所の方で、被告となつた取締役あるいは監査役がこうむることがあるべき損害を担保するための担保の提供を命ずるという制度がございますので、いわゆる乱訴、嫌がらせ的な訴訟提起というのを防止することができるのではないかというふうに考へておるわけでございます。

○紀平悌子君 これまでイトマン事件とか東洋信金事件など、刑事事件に発展し、そして経営の根幹が揺るがされるようなケースはバブルの崩壊とともに多発をしております。そのような放漫經營はこれまでの商法の体系では許されていたといふ、結果的にはそう言えるわけですから、株主代表訴訟が今後、それほど猛烈でなくとも盛んになるとすると、過剰な子会社への投資、融資、財テクの失敗などの経営判断ミスに対して経営者が巨額な賠償をしなければならぬ場合が出てくるとも思われるんです。

そこで、今後司法の場で経営責任が問われる可能性が高まつた場合、法務当局はそういう可能性についてどう御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(清水達君) イトマン事件とか東洋信金の事件で具体的に取締役の任にあつた者に損害賠償責任というものがあるのかないのかという点については私ども何とも申し上げることはでき

ませんが、先ほども申し上げましたとおり、今回の改正によって取締役なり監査役の損害賠償責任が重くなるとか軽くなるということはないわけでございます。その責任の範囲といふものについても、訴訟に勝つ見込みがないのに起こすということもあり得ないわけでございます。そういう意味では、実質的な増加というのではなく、それほどないのではないか。

ただ、一つ考えられますのは、八千二百円払えば訴訟が起こせるんだからということで会社に対して訴訟提起をするグループといふものがある。この心配はござります。これに対しましては、現在ほとんど活用されておりませんけれども、悪意のある訴訟提起をした原告に対しましては、裁判所の方で、被告となつた取締役あるいは監査役がこうむることがあるべき損害を担保するための担保の提供を命ずるという制度がございますので、いわゆる乱訴、嫌がらせ的な訴訟提起というのを防止することができるのではないかというふうに考へておるわけでございます。

○紀平悌子君 だから今後、代表訴訟制度が利用しやすく

なつたがために、いわば正当な権利としての代表訴訟が提起されて損害賠償請求というものが行われるというケースはあるいはふえるかもしませんけれども、それほど数がふえるというふうには考へていいわけございます。そういうことで、取締役が責任を負うということであれば、これはもう当然この法律の規定に従つた責任は負つていただきなければならない、このことは今回の改正によって左右される問題ではないと、こういふように思つております。

○紀平悌子君 続いてですけれども、投資家の立

場から見れば、今後企業の健全経営についてより

慎重な対応が法的に要求されるということになり

ますけれども、企業の経営状況などの重要情報を

投資家が広く利用できるよう開示を十分に行う

必要があるというふうに思ひます。

そこで、放漫經營を隠べいするための誤った企

業内容の開示が行われた場合などについて規制強

化することが必要じゃないかというふうに思ひます。

○説明員(西方俊平君) 今お話しございましたよ

うに、ディスクロージャーの制度といふのは資本

市場の適正な企業評価が行われるための前提とし

て大変重要なものだというふうに思つております。

ディスクロージャーの違反につきましては當

然罰則規定が整備されておるというような状況でございます。現実にことしの場合は約十一兆円の償

還が予定されている。来年の場合は六兆三千億

円、再来年の場合は四兆四千億円といふことで、

ますけれども、五十年代、六十年代、それからことし

もそうでございますし、今回の改正に伴いまして

いろいろ意味で経営者の責任を会社が追及すべきで

ございます。その責任の範囲といふものについて

は従来どおりでございます。

したがいまして、現行法のもとでも、本当にそ

ういう意味で経営者の責任を会社が追及すべきで

ございます。その責任の範囲といふものについて

は従来どおりでございます。

ございます。その責任の範囲といふものについて

が重くなるとか軽くなるということはないわけで

ございます。その責任の範囲といふものについて

理的なものであるかどうか、先進諸国の制度との比較において適當なものであるかどうかというようなことから、古くからこの制度の改善といふことにについて議論がされてまいりたところでござります。

そういう意味で、今回の改正におきましては、社債の発行限度の規制を撤廃はするけれども、やはりそれのかわる社債権者保護の仕組みというものをしつかりつくり上げるというようなことが前提となつてゐるわけでございます。単純にその発行の段階における限度規制をすれば足りるというようなものではなくて、発行後償還に至るまで社債権者の権利が十分に保護されるような形でのシステムを考えるということによりましてこの限度規制の撤廃をしたわけでござります。

したがいまして、バブル経済というような問題が今回改正によつて生ずると申しますか、そういうようなものの原因の一つに将来なり得るというようなことにはならないのではないかというふうに考へておきまます。

○紀平悌子君 午前中の前田参考人も同じように、ちょうど時期が今時期になつたのだという一言でお話を返されましたが、これはこれ以上申し上げないことにいたしまして、今回、もう同僚委員がどんどんお聞きになつたことはございませんけれども、株式会社の監査機能が強化され監査役の任務が重くなるというわけですけれども、監査役が取締役によつて実質的に選任されるなど、その経営チャック機能にやはり不安はあるわけです。一たん会社に放漫経費などが生じたとき、監査役がトカゲのしつば切りで監査の怠慢の責めを負わされて終わるというようなこともあり得ないことはありません。

そこで、監査役について要求される注意義務といふもの、これは具体的にいかなるものを想定されているか、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(清水滋君) 監査役は、取締役の職務の執行について監査権限を有する、あるいは監査のために取締役に対して営業の報告を求め、ある

いは会社の業務及び財産の状況を調査することができるなどなど、いろんな権限が与えられているわけでございます。そういうような義務を、これにて取締役と同様に会社に対する善良な管理者としての注意義務をもつて行うということに商法上はなつてゐるわけでございます。取締役も同じく会社に対しまして善良な管理者の注意義務をもつて行う義務があるということになつております。

取締役の職務と監査役の職務はそれぞれ違いますので具体的な中身といふものは違つておけでござりますけれども、やはり全体的に見まして監査役としての全くすべき義務を尽くしたかどうかということを諸般の事情から総合的に判断してその責任を決める、こういうふうに申し上げざるを得ないわけでござります。個々具体的な事情に基づいてその責任の有無を判断する、こういうことにならうかと思います。

○紀平悌子君 最後の御質問になるんですけれども、法務大臣にお願いをいたします。

今日の商法改正案について、内容はだんだんに、邊にあるのかなというふうに私は感じております。また、米国側が日米構造協議で要求してきていいささかどうなのかなと、法益といふものはどちらが手当てをしたわけでございます。

それならば、一方でMOSS協議、これは自由経済でありますから、これはやはりシステムの問題となんですから、これはやはりシスティムの問題と見て取り上げようということで、御案内の前川レポートですね、これで日本の経済構造それ自身をそれなりにひとつ改革をして、こうということでござります。

そこで、私はあの改革はそれなりに双方にとっても有益な改革であったな、こう思いますが、依然として今日なおかつアメリカ経済の現状と日本との間の貿易のインバランス、こういう問題が改善をしない。アメリカ側にはアメリカ側としてやってもらわなきやならない放漫財政の問題、赤字問題があるわけですね。

しかしながら、同時に日本側はここまでできるだけやって、私はこれ以上言われる筋合いはないじゃないかというぐらいの感じが実はしておるんです。しかしながら、よくよく考えてみると、なるほど日本の市場は開放成つたけれども、実際は日本特有の企業ごとの大きな仕組みのこの市場の中に入りにくいういう外国の批判は私はそれなりに受けとめなければ、ともかく一方的に日本の方はグローバルな立場で見てもほんど黒字ですから、そういう意味において日本の市場は私はまだ開放しなきやならぬ面があると思います。

そういったようなことも考えながら、私は今回のこの商法の改正もやはり日本の立場でももちろん判断してやつたんですけども、アメリカ側から上げなきやならない、かのように確信をしておりま

す。それから日米関係の問題では、実は初めのうちは経済摩擦を日本の市場の閉鎖性といつたようなことで取り上げて、いわゆるMOSS協議で一つの品物についていろんな苦情が出てきました。それで実はこれの対応に、正直言つてもうエンドレスの要求じやないかといったような我々の側、日本の側においての不満もあつたわけです。ね。そういつたようなこともございまして、これはやはり構造そのものの中にお互いに問題があるんじゃないのかと。

それならば、一方でMOSS協議、これは自由経済でありますから、これはやはりシスティムの問題となんですから、これはやはりシステムの問題と見て取り上げようということで、御案内の前川レポートですね、これで日本の経済構造それ自身をそれなりにひとつ改革をして、こうということでござります。

そこで、私はあの改革はそれなりに双方にとっても有益な改革であったな、こう思いますが、依然として今日なおかつアメリカ経済の現状と日本との間の貿易のインバランス、こういう問題が改善をしない。アメリカ側にはアメリカ側としてやってもらわなきやならない放漫財政の問題、赤字問題があるわけですね。

しかしながら、同時に日本側はここまでできるだけやって、私はこれ以上言われる筋合いはないじゃないかというぐらいの感じが実はしておるんです。しかしながら、よくよく考えてみると、なるほど日本の市場は開放成つたけれども、実際は日本特有の企業ごとの大きな仕組みのこの市場の中に入りにくいういう外国の批判は私はそれなりに受けとめなければ、ともかく一方的に日本の方はグローバルな立場で見てもほんど黒字です

うなことがあって、一番日本として考えなきやならぬのは、一つは株主の権利の保護だといったような観点から今回改正に我々としては踏み切つたわけでござります。それは代表訴訟の問題とか株主の帳簿閲覧権の要件緩和といったようなことかいう改正で、皆様方のこれで一体大丈夫かという御批判はそれなりに私はよくわかります。そこらを頭に置いて、将来これの運営はどうなるかということは十分注意をしてやりたいと、こう思いますが、商法それ自身の改正是これで終わるわけじゃありません。やはりまだまだたくさんのが残されておりますから、これらについても引き続いて慎重に、法制審議会その他の御意見等も承りながら改善すべき点については逐次改正をします。

○紀平悌子君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(片上公人君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第二〇七九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幡増員に関する請願(第二〇二七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二〇三七号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第二〇七九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幡増員に関する請願(第二〇二七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二一二〇)

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区代々木三ノ一九千駄

ヶ谷公務員住宅一ノ二〇三 三井

吉澄外一名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二二四七号 平成五年五月十八日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市日置莊西町二一四一

ノ七〇四 北村優子外一名

紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二二五〇号 平成五年五月十九日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願

請願者 北海道函館市上湯川町四二ノ二

樋口紀子外四十九名

紹介議員 替野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二二五二号 平成五年五月十九日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市北区有馬町四六一 丸山宏

旺外九十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第三八三号と同じである。

第二二五六号 平成五年五月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(百通)

請願者 札幌市豊平区平岸三条二二ノ二ノ一

七 松崎敦子外四百八十三名

紹介議員 紀平 健子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三三二七号 平成五年五月二十日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願

請願者 北海道空知郡北村字砂浜 森石裕

紹介議員 替野 久光君

也外四十九名

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三三三二号 平成五年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(百通)

請願者 東京都品川区東品川三ノ一七ノ四

石井豊外五百名

紹介議員 紀平 健子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三四二号 平成五年五月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市垂水区王居殿三ノ三ノ一ノ
四〇一 ながきのりこ外百名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第三八三号と同じである。

平成五年六月十七日印刷

平成五年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局